



- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例 五
- 福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例を廃止する条例 六
- 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例 六
- 福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例 六
- 福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例 六
- 福島空港条例の一部を改正する条例 六
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例 六
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 六
- 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 六
- 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 六
- 福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例 六
- 福島県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例 六
- 福島県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例 六
- 福島県教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 六
- 福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例 六
- 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 六
- 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 六
- 福島県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例 六
- 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例 六

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県行政手続条例の一部を改正する条例、市町村の廃置分合等に伴う事務処理の特例の経過措置を定める条例の一部を改正する条例、職員給与に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員倫理条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員恩給通算条例の一部を改正する条例、福島県個人情報保護条例及び福島県情報公開条例の一部を改正する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施

行条例の一部を改正する条例、大気汚染防止法に基づく排水基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例、福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特別基金条例の一部を改正する条例、福島県介護職員処遇改善臨時特別基金条例の一部を改正する条例、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例、福島県女性のための相談支援センター条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金条例の一部を改正する条例、福島県自衛隊対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県歯科技工士法施行条例の一部を改正する条例、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県特定診療科医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県災害拠点病院等耐震化臨時特別基金条例の一部を改正する条例、福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例、福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例を廃止する条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例、福島県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例、福島県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例、福島県教育委員会

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、福島県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県条例第八号**

**福島県税条例の一部を改正する条例**

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「第三十三條第三項」を「第三十三條第四項」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改める。

第一百四十四條第二項第一号及び附則第十三條第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

**附 則**

この条例中第八条の二第二項の改正規定は平成二十七年四月一日から、第一百四十四條第二項第一号及び附則第十三條第一号の改正規定は同年五月二十九日から施行する。

（税 務 課）

**福島県条例第九号**

**福島県行政手続条例の一部を改正する条例**

福島県行政手続条例（平成七年福島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十條―第三十四條）」を「第四章 行政指導（第三十條―第三十四條）」を「第四章の二 処分等の求め（第三十四條の三）」に改める。

第三十條中「第四章」を「第四章の二」に改める。

第三十三條中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第四章中第三十四條の次に次の一条を加える。

第三十四條の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれていないものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又

は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

**第四章の二 処分等の求め**

第三十四條の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（行政経営課）

**福島県条例第十号**

**市町村の廃置分合等に伴う事務処理の特例の経過措置を定める条例の一部を改正する条例**

市町村の廃置分合等に伴う事務処理の特例の経過措置を定める条例（平成十六年福島



県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、同項に規定する任期中に限り、改正後の市町村の廃置分合等に伴う事務処理の特例の経過措置を定める条例第二条の規定は適用せず、改正前の市町村の廃置分合等に伴う事務処理の特例の経過措置を定める条例第二条の規定は、なおその効力を有する。

(行政経営課)

#### 福島県条例第十一号

##### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「校長」の下に、「副校長」を加える。

第四条第四項中「により職員」の下に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員に関する第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であつて人事委員会の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第四条第九項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改める。

第九条の二第二項中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

第九条の三「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十条第二項第一号中「六万千円」を「六万三千円」に改め、同項第二号中「五万四百円」を「五万二千五百円」に改め、同項第三号中「六万千円」を「六万三千円」に改める。

第十条の二第二項中「二万三千円」を「三万円」に、「四万五千円」を「七万円」に改める。

第十六条の三第一項中「の休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十六条の三第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項に規定する勤務一回につき一万二千円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項に規定する勤務一回につき、六千円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

第十六条の四第二項中「、第九条の五、第十条の二」を削る。

附則第七項中「当分の間、」を削り、「支給に当たつては」の下に「、平成三十二年三月三十一日までの間」を加える。

附則第十四項中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務の等級	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用職員以外の職員	1	141,700	193,400	230,300	265,800	293,200	324,900	370,400	417,500	469,300	534,300
	2	142,800	195,200	232,000	267,900	295,500	327,200	373,100	420,000	472,400	537,400
	3	144,000	197,100	233,700	269,900	297,800	329,500	375,700	422,500	475,500	540,600
	4	145,100	198,900	235,400	272,000	300,100	331,800	378,400	425,100	478,600	543,700
	5	146,300	200,500	237,000	274,100	302,300	334,100	380,600	427,000	481,600	547,000
	6	147,500	202,300	238,700	276,200	304,600	336,200	383,200	429,300	484,700	549,300
	7	148,600	204,100	240,400	278,300	306,800	338,500	385,700	431,600	487,900	551,900
	8	149,700	205,900	242,000	280,400	309,100	340,800	388,300	433,800	491,000	554,500
	9	150,800	207,600	243,700	282,600	311,400	343,000	390,900	435,900	494,000	557,000
	10	152,200	209,500	245,300	284,600	313,700	345,200	393,600	438,000	497,100	558,800
11	153,500	211,300	247,000	286,700	316,000	347,300	396,300	440,100	500,200	560,600	
12	154,900	213,100	248,600	288,900	318,300	349,500	399,000	442,200	503,300	562,400	
13	156,300	214,600	250,300	291,000	320,600	351,600	401,600	444,200	506,100	564,300	
14	157,800	216,500	251,800	293,100	322,700	353,600	403,900	446,100	508,400	565,700	
15	159,300	218,300	253,300	295,200	324,900	355,700	406,200	448,100	510,800	567,100	
16	160,900	220,100	254,900	297,300	327,100	357,900	408,600	450,100	513,200	568,400	
17	162,300	221,900	256,500	299,400	329,400	359,900	410,500	452,100	515,400	569,600	
18	163,900	223,600	258,400	301,500	331,500	361,900	412,500	453,900	516,900	570,600	
19	165,400	225,400	260,200	303,700	333,600	363,900	414,400	455,700	518,400	571,600	
20	166,900	227,000	262,100	305,800	335,700	365,900	416,300	457,500	519,800	572,500	
21	168,400	228,600	263,900	307,900	337,800	367,900	418,300	459,300	521,200	573,500	
22	171,100	230,400	265,800	310,000	339,900	369,900	420,100	460,800	522,600		
23	173,700	232,100	267,700	312,100	342,000	371,800	422,000	462,300	524,100		
24	176,400	233,800	269,600	314,200	344,100	373,800	423,900	463,800	525,500		
25	179,300	235,300	271,600	316,200	345,800	375,800	425,800	465,300	526,800		
26	181,000	237,000	273,400	318,300	347,800	377,800	427,300	466,600	527,900		
27	182,800	238,500	275,300	320,400	349,800	379,800	428,900	467,900	529,100		
28	184,500	240,000	277,300	322,500	351,800	381,900	430,500	469,000	530,300		
29	186,000	241,400	279,100	324,500	353,600	383,600	432,200	470,100	531,400		
30	187,900	242,600	281,000	326,600	355,500	385,400	433,500	471,000	532,300		
31	189,700	243,900	282,900	328,700	357,400	387,200	434,800	471,800	533,200		
32	191,400	245,200	284,900	330,800	359,200	389,000	436,100	472,500	534,100		

33	193,100	246,600	286,600	329,500	361,200	390,700	437,300	473,200	535,000
34	194,700	248,000	288,500	334,500	363,000	392,100	438,600	474,000	535,900
35	196,200	249,300	290,400	336,600	364,800	393,600	440,000	474,700	536,600
36	197,700	250,600	292,200	338,700	366,700	395,200	441,300	475,400	537,300
37	199,000	251,800	294,000	340,700	368,200	396,800	442,500	475,900	538,000
38	200,400	253,300	295,800	342,700	369,500	398,000	443,300	476,500	538,600
39	201,700	254,800	297,600	344,700	370,900	399,300	444,100	477,100	539,200
40	203,000	256,400	299,500	346,700	372,300	400,500	444,900	477,800	539,800
41	204,500	257,900	301,400	348,700	373,700	401,700	445,500	478,400	540,500
42	205,800	259,300	303,100	350,600	374,700	402,900	446,200	478,800	
43	207,200	260,700	304,800	352,500	375,800	404,000	446,900	479,200	
44	208,500	262,100	306,500	354,300	376,900	405,100	447,700	479,700	
45	209,700	263,400	308,200	356,000	377,900	405,900	448,500	480,200	
46	211,000	264,800	309,900	357,500	378,700	406,600	449,300		
47	212,400	266,200	311,600	359,000	379,600	407,300	449,800		
48	213,700	267,600	313,300	360,500	380,500	407,900	450,500		
49	214,900	268,900	314,600	362,100	381,500	408,500	451,000		
50	216,000	270,200	316,100	363,000	382,300	409,100	451,400		
51	217,100	271,400	317,700	364,100	383,000	409,700	451,800		
52	218,300	272,700	319,400	365,100	383,900	410,300	452,200		
53	219,500	273,900	321,100	366,100	384,600	410,700	452,700		
54	220,600	275,100	322,600	367,200	385,300	411,000	453,100		
55	221,600	276,400	324,200	368,300	386,000	411,300	453,500		
56	222,600	277,700	325,800	369,300	386,700	411,600	453,800		
57	223,400	278,900	327,400	370,200	387,300	411,800	454,100		
58	224,400	280,000	328,600	370,900	387,900	412,200	454,500		
59	225,400	281,100	329,800	371,600	388,500	412,500	454,800		
60	226,400	282,200	331,000	372,300	389,200	412,700	455,100		
61	227,300	283,300	331,900	372,600	389,700	413,200	455,400		
62	228,300	284,300	332,800	373,200	390,300	413,400			
63	229,300	285,300	333,600	373,900	390,900	413,700			
64	230,300	286,300	334,400	374,600	391,500	414,000			
65	231,200	287,300	335,400	375,100	391,900	414,300			
66	232,200	288,200	335,800	375,800	392,600	414,600			
67	233,200	289,100	336,600	376,500	393,200	414,900			
68	234,200	290,000	337,400	377,100	393,800	415,200			
69	235,100	290,900	338,100	377,600	394,200	415,500			
70	235,900	291,600	338,800	378,200	394,700	415,800			

71	236,700	292,400	339,500	378,800	395,400	416,100
72	237,500	293,300	340,200	379,400	395,900	416,400
73	238,400	294,200	340,800	379,900	396,200	416,600
74	239,100	294,700	341,400	380,500	396,700	416,900
75	239,800	295,100	342,000	381,200	397,100	417,200
76	240,500	295,500	342,500	381,800	397,500	417,400
77	241,200	295,700	342,800	382,300	397,800	417,700
78	242,000	296,100	343,300	382,800	398,100	418,200
79	242,800	296,500	343,800	383,400	398,400	418,700
80	243,600	296,800	344,300	383,900	398,700	419,200
81	244,400	297,100	344,700	384,400	398,900	419,600
82	245,200	297,400	345,200	385,000	399,300	419,900
83	245,900	297,700	345,700	385,500	399,600	420,600
84	246,600	298,000	346,200	385,900	399,800	421,300
85	247,300	298,300	346,600	386,300	400,100	421,800
86	248,000	298,600	347,000	386,800	400,700	422,100
87	248,700	298,900	347,500	387,200	401,400	422,700
88	249,400	299,300	347,900	387,600	402,100	423,400
89	250,200	299,600	348,200	388,100	402,500	423,800
90	250,700	299,900	348,700	388,700	403,000	
91	251,200	300,300	349,200	389,200	403,500	
92	251,700	300,600	349,600	389,600	404,100	
93	252,000	300,800	349,800	389,900	404,600	
94		301,100	350,200	390,200		
95		301,500	350,700	390,600		
96		301,900	351,100	391,000		
97		302,100	351,200	391,300		
98		302,400	351,700	391,800		
99		302,700	352,100	392,300		
100		303,100	352,500	392,700		
101		303,300	352,900	393,000		
102		303,700	353,300			
103		304,100	353,700			
104		304,400	354,100			
105		304,600	354,600			
106		304,900	355,000			
107		305,300	355,400			
108		305,600	355,800			

再任用職員	109	305,800	356,300
	110	306,200	356,600
	111	306,600	357,000
	112	306,900	357,300
	113	307,000	357,800
	114	307,400	
	115	307,700	
	116	308,100	
	117	308,300	
	118	308,500	
	119	308,800	
	120	309,100	
	121	309,400	
	122	309,700	
	123	310,000	
	124	310,300	
	125	310,700	
再任用職員		190,700	219,100
			260,200
			280,200
			295,700
			321,800
			364,600
			398,800
			451,400
			534,000

別表第2 (第3条関係)  
公安職給料表

職員の区分	職務の等級	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用職員以外の職員	1	165,100	181,000	208,400	249,300	296,000	324,000	353,800	389,900	432,700	469,400
	2	166,800	182,800	210,400	251,000	298,300	326,300	356,100	392,200	434,600	472,500
	3	168,400	184,600	212,500	252,700	300,600	328,600	358,400	394,400	436,600	475,600
	4	170,100	186,400	214,500	254,400	302,900	331,000	360,700	396,500	438,500	478,700
	5	171,800	188,400	216,400	256,400	305,000	333,400	362,900	398,400	439,900	481,800
	6	173,700	190,700	218,400	258,200	307,300	335,600	365,100	400,400	441,600	484,900
	7	175,500	193,000	220,400	260,000	309,600	337,900	367,200	402,400	443,300	488,100
	8	177,400	195,300	222,300	261,800	311,900	340,200	369,400	404,300	444,900	491,200
	9	179,200	197,500	224,500	263,400	314,100	342,300	371,500	406,100	446,600	494,200
	10	180,900	200,100	226,300	265,100	316,400	344,600	373,700	408,200	448,300	497,300



11	182,800	202,600	228,100	266,500	318,700	347,000	375,900	410,200	450,000	500,300
12	184,500	205,100	229,900	268,100	321,000	349,300	378,100	412,300	451,700	503,300
13	186,500	207,600	231,900	269,800	323,200	351,500	380,400	414,300	453,000	506,200
14	188,600	209,400	233,800	271,200	325,500	353,600	382,500	416,400	454,600	508,500
15	190,800	211,100	235,700	272,500	327,800	355,800	384,800	418,500	456,300	510,900
16	192,900	212,900	237,600	273,800	330,100	358,100	387,000	420,500	458,100	513,300
17	195,300	214,700	239,200	275,100	332,100	360,400	388,900	422,400	459,700	515,500
18	197,800	216,600	241,000	276,700	334,400	362,500	391,000	424,100	461,500	517,000
19	200,200	218,400	242,800	278,300	336,600	364,500	393,100	425,800	463,300	518,500
20	202,600	220,300	244,600	279,800	338,900	366,700	395,200	427,500	465,100	519,900
21	205,400	222,100	246,500	281,200	341,100	368,900	397,100	429,300	466,600	521,100
22	207,200	223,900	248,000	282,700	343,200	370,900	399,000	430,900	468,300	522,600
23	209,000	225,700	249,500	284,300	345,300	373,000	401,100	432,400	470,000	524,100
24	210,800	227,500	250,900	286,000	347,500	375,200	403,200	434,000	471,700	525,600
25	212,900	229,300	252,400	287,100	349,500	377,100	405,200	435,300	473,500	526,800
26	214,700	231,000	253,900	288,300	351,600	379,200	407,100	436,700	475,000	527,900
27	216,500	232,700	255,300	291,400	353,700	381,300	409,100	438,300	476,500	529,100
28	218,200	234,400	256,500	293,700	355,900	383,400	411,100	439,800	477,900	530,300
29	220,300	235,900	257,900	296,100	358,000	385,400	413,100	441,200	479,100	531,400
30	222,100	237,700	259,000	298,100	360,100	387,500	414,800	442,900	479,900	532,300
31	223,900	239,500	260,400	300,000	362,200	389,600	416,500	444,600	480,600	533,200
32	225,700	241,300	261,600	301,900	364,300	391,700	418,300	446,300	481,400	534,100
33	227,700	243,000	262,700	303,900	366,200	393,700	420,100	447,900	481,800	535,000
34	229,400	244,500	264,000	305,700	368,300	395,800	421,600	449,600	482,500	535,700
35	231,100	246,100	265,300	307,600	370,300	397,900	423,200	451,300	483,200	536,600
36	232,800	247,600	266,600	309,600	372,400	400,000	424,800	452,900	483,900	537,100
37	234,400	249,200	267,600	311,500	374,400	401,700	426,100	454,400	484,200	537,900
38	236,200	250,700	268,900	313,400	376,500	403,300	427,600	455,000	484,900	538,500
39	238,000	252,100	270,100	315,300	378,600	404,800	429,100	455,800	485,400	539,300
40	239,800	253,600	271,200	317,200	380,600	406,300	430,700	456,500	485,900	540,000
41	241,400	255,200	272,500	319,200	382,800	407,500	432,200	457,000	486,400	540,500
42	242,800	256,400	274,100	321,000	384,900	408,800	433,500	457,700	486,800	
43	244,100	257,800	275,700	322,900	387,000	409,800	434,800	458,400	487,200	
44	245,400	259,300	276,900	324,800	389,100	410,800	436,100	459,100	487,600	
45	246,700	260,400	278,200	326,800	390,800	411,700	436,900	459,800	488,000	
46	247,800	261,800	279,900	328,700	392,600	412,900	437,700	460,300		
47	248,900	263,200	281,600	330,600	394,200	414,100	438,500	460,700		
48	249,900	264,600	283,300	332,500	396,000	415,400	439,300	461,200		

49	251,000	265,700	285,000	334,100	397,600	416,600	440,000	461,800
50	252,100	267,100	286,700	335,700	398,300	417,400	440,500	462,300
51	253,400	268,300	288,400	337,300	399,300	418,200	440,900	462,600
52	254,600	269,500	290,200	339,000	400,500	419,000	441,200	463,100
53	255,600	270,700	291,700	340,900	401,800	419,400	441,500	463,600
54	257,000	272,200	293,500	342,700	402,900	420,100	442,000	463,700
55	258,200	273,600	295,300	344,500	404,100	420,800	442,300	464,000
56	259,500	275,000	297,100	346,300	405,400	421,500	442,600	464,200
57	260,600	276,200	298,800	347,700	406,700	422,100	442,900	464,600
58	261,700	277,400	300,600	349,400	407,400	422,600	443,200	464,800
59	262,900	279,100	302,400	351,100	408,200	423,200	443,500	465,000
60	264,000	280,400	304,200	352,800	409,000	423,800	443,800	465,200
61	265,200	282,000	305,800	354,400	409,600	424,300	444,100	465,600
62	266,300	283,600	307,600	356,100	410,300	424,900	444,400	465,800
63	267,400	285,100	309,400	357,800	411,000	425,500	444,700	466,000
64	268,500	286,700	311,200	359,600	411,700	426,000	445,000	466,200
65	269,600	288,300	312,800	361,300	412,000	426,600	445,400	466,700
66	271,000	289,800	314,500	362,900	412,700	427,100	445,700	466,900
67	272,400	291,200	316,200	364,500	413,400	427,600	446,000	467,100
68	273,800	292,800	317,900	366,100	414,000	428,100	446,300	467,300
69	275,100	294,400	319,600	367,400	414,400	428,500	446,500	467,700
70	276,400	296,000	321,000	368,900	415,000	428,800	446,800	
71	277,800	297,600	322,500	370,200	415,600	429,100	447,100	
72	279,200	299,200	324,000	371,700	416,100	429,400	447,400	
73	280,600	300,600	325,200	372,800	416,700	429,700	447,600	
74	282,100	302,100	326,800	374,100	417,100	430,000	447,900	
75	283,500	303,600	328,500	375,500	417,600	430,300	448,200	
76	284,900	305,100	330,200	376,800	418,200	430,600	448,500	
77	286,000	306,300	332,100	378,300	418,600	430,800	448,700	
78	287,200	307,800	333,800	379,500	419,200	431,200	449,100	
79	288,400	309,300	335,400	380,700	419,800	431,500	449,400	
80	289,700	310,800	337,100	381,900	420,300	431,800	449,700	
81	290,900	312,400	338,800	383,000	420,500	432,000	449,900	
82	292,200	313,800	340,500	384,200	421,000	432,300	450,200	
83	293,500	315,200	342,200	385,400	421,500	432,600	450,500	
84	294,900	316,600	343,900	386,700	422,000	432,800	450,800	
85	296,200	317,900	345,400	387,700	422,300	433,000	451,500	

86	297,400	319,400	347,000	388,300	422,800	433,300
87	298,600	320,900	348,500	388,900	423,100	433,600
88	299,800	322,400	350,000	389,500	423,400	433,800
89	301,000	323,900	351,200	390,100	423,700	434,000
90	302,200	325,400	352,600	390,700	424,200	434,300
91	303,400	326,900	353,900	391,300	424,600	434,600
92	304,600	328,400	355,300	391,900	425,000	434,900
93	305,500	329,700	356,700	392,400	425,300	435,100
94	306,700	331,100	358,200	393,000	425,700	435,400
95	308,000	332,500	359,700	393,500	426,100	435,700
96	309,300	333,900	361,200	394,000	426,500	435,900
97	310,500	335,000	362,700	394,400	426,800	436,100
98	311,700	336,400	363,900	395,000	427,200	436,400
99	312,900	337,700	365,100	395,600	427,600	436,700
100	314,100	339,100	366,300	396,200	428,000	436,900
101	315,200	340,400	367,300	396,500	428,400	437,100
102	316,300	341,500	368,500	397,000	428,800	
103	317,400	342,700	369,700	397,500	429,200	
104	318,500	343,900	370,900	398,000	429,500	
105	319,500	345,000	372,100	398,300	429,900	
106	320,200	346,100	372,700	398,800		
107	320,800	347,200	373,300	399,300		
108	321,400	348,300	373,900	399,600		
109	321,800	349,300	374,600	399,900		
110	322,400	350,300	375,100	400,400		
111	323,000	351,300	375,600	400,900		
112	323,600	352,300	376,100	401,400		
113	324,400	353,100	376,500	401,700		
114	325,100	354,100	376,900	402,200		
115	325,800	355,100	377,500	402,700		
116	326,600	356,100	378,100	403,200		
117	327,100	357,200	378,500	403,500		
118	327,900	357,700	379,000	404,000		
119	328,700	358,300	379,600	404,500		
120	329,500	358,900	380,100	405,000		
121	330,000	359,500	380,200	405,500		
122	330,500	360,000	380,800	405,900		
123	331,000	360,500	381,300	406,400		

再任 用職 員	124	331,500	361,000	381,800	406,900														
	125	331,700	361,400	382,300	407,400														
	126		361,900	382,800	407,800														
	127		362,400	383,300	408,300														
	128		362,900	383,800	408,800														
	129		363,300	384,100	409,300														
	130			384,600															
	131			385,100															
	132			385,600															
	133			385,800															
	134			386,300															
	135			386,800															
	136			387,300															
	137			387,600															
138			388,100																
139			388,600																
140			389,100																
141	245,900		262,200	294,900	311,500	325,900	350,300	386,500	419,000	462,500									

別表第3 (第3条関係)  
教育職給料表

職員の区分	職務の等級	給料月額								
		1級	2級	3級	4級					
再任用職員以外の職員	1	155,500	201,000	335,600	427,300	34	219,500	275,200	403,700	483,100
	2	157,000	202,700	337,900	429,100	35	221,300	277,500	405,400	483,800
	3	158,500	204,500	340,200	430,900	36	223,100	279,800	407,100	484,600
	4	160,000	206,200	342,600	432,700	37	224,900	282,200	408,400	485,200
	5	161,800	208,100	344,900	434,300	38	226,700	284,300	409,900	485,900
	6	163,700	209,800	347,200	435,900	39	228,500	286,500	411,400	486,600
	7	165,600	211,500	349,500	437,800	40	230,300	288,600	413,000	487,300
	8	167,400	213,200	351,800	439,700	41	232,200	290,800	414,600	488,000
	9	169,300	215,000	354,000	441,400	42	233,900	293,400	416,000	488,700
	10	171,400	216,900	356,200	443,300	43	235,600	295,900	417,400	489,400
	11	173,600	218,900	358,400	445,200	44	237,200	298,400	419,000	490,100
	12	175,600	220,800	360,700	447,100	45	239,000	300,700	420,600	490,700
	13	177,800	222,500	362,800	448,800	46	240,400	303,300	421,900	491,500
	14	180,000	224,500	364,800	450,700	47	241,900	306,000	423,500	492,200
	15	182,300	226,500	366,900	452,600	48	243,300	308,700	425,200	492,900
	16	184,500	228,500	369,000	454,500	49	244,800	311,200	426,900	493,500
	17	187,000	230,500	371,000	456,200	50	246,200	313,700	428,300	494,200
	18	189,600	233,200	373,000	458,100	51	247,700	316,300	429,900	495,000
	19	192,200	235,900	375,000	459,900	52	249,300	318,800	431,600	495,700
	20	194,700	238,700	377,100	461,800	53	250,600	321,400	433,300	496,300
	21	197,300	241,400	379,000	463,500	54	252,100	323,600	434,700	497,000
	22	199,000	244,300	380,900	465,300	55	253,500	325,700	436,300	497,700
	23	200,700	247,300	382,800	467,100	56	254,900	328,000	438,000	498,500
	24	202,400	250,200	384,700	468,900	57	256,400	330,300	439,400	499,100
	25	204,200	252,900	386,700	470,600	58	257,700	332,400	440,900	499,800
	26	205,900	255,600	388,600	472,300	59	258,900	334,600	442,400	500,500
	27	207,600	258,200	390,500	473,900	60	260,400	336,800	443,700	501,200
	28	209,300	260,700	392,400	475,600	61	261,700	338,900	444,900	501,900
	29	211,000	263,300	394,200	477,100	62	263,100	341,100	446,200	
	30	212,700	265,800	396,200	478,500	63	264,500	343,300	447,600	
	31	214,400	268,100	398,200	479,800	64	265,900	345,500	448,800	
	32	216,200	270,500	400,200	481,200	65	267,300	347,700	450,100	
	33	217,700	272,900	402,100	482,400	66	269,000	349,900	451,300	
					67	270,600	352,100	452,500		
					68	272,300	354,300	453,800		
					69	273,900	356,200	455,000		
					70	275,400	358,300	456,200		
					71	276,900	360,400	457,500		
					72	278,400	362,400	458,700		



73	279,600	364,600	459,800	113	322,600	415,600
74	281,000	366,600	460,500	114	323,000	416,400
75	282,400	368,600	461,000	115	323,500	417,100
76	283,800	370,600	461,500	116	324,000	417,800
77	285,200	372,400	462,000	117	324,500	418,400
78	286,400	374,100	462,600	118	325,000	418,900
79	287,600	375,800	463,100	119	325,500	419,400
80	288,900	377,500	463,600	120	326,000	419,800
81	290,100	379,100	464,200	121	326,300	420,200
82	291,300	380,600	464,800	122	326,700	420,500
83	292,600	382,100	465,300	123	327,200	420,800
84	293,900	383,700	465,800	124	327,800	421,000
85	295,100	384,700	466,300	125	328,200	421,200
86	296,300	386,200	466,900	126	328,600	421,500
87	297,500	387,600	467,500	127	328,900	421,800
88	298,700	389,000	468,000	128	329,300	422,000
89	299,800	390,300	468,500	129	329,400	422,200
90	301,000	391,600	469,100	130	329,800	422,500
91	302,200	392,900	469,800	131	330,200	422,900
92	303,400	394,200	470,800	132	330,600	423,100
93	304,400	395,500	471,400	133	330,800	423,400
94	305,500	396,700	472,400	134	331,000	423,600
95	306,700	398,000	473,400	135	331,300	423,900
96	307,900	399,400	474,400	136	331,600	424,100
97	308,900	400,700	475,100	137	331,900	424,300
98	310,000	401,800		138	332,100	424,600
99	311,100	402,900		139	332,400	424,900
100	312,200	404,000		140	332,700	425,100
101	313,200	404,800		141	332,800	425,300
102	314,300	405,800		142	333,100	425,600
103	315,400	406,900		143	333,400	425,900
104	316,400	408,000		144	333,700	426,200
105	317,000	408,800		145	333,900	426,400
106	317,900	409,800		146	334,100	426,700
107	318,800	410,700		147	334,400	427,000
108	319,800	411,700		148	334,700	427,200
109	320,600	412,500		149	335,000	427,400
110	321,000	413,400		150	335,200	427,700
111	321,500	414,200		151	335,500	428,000
112	322,000	415,000				

再任用職員	152	335,800	428,300		
	153	336,000	428,700		
		238,700	280,200	338,700	425,500

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)  
研究職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	1	141,400	192,000	280,500	335,300	388,600
	2	142,500	194,600	283,300	337,600	390,900
	3	143,700	197,100	286,000	339,900	393,100
	4	144,800	199,500	288,800	342,200	395,400
	5	146,000	202,200	291,300	344,300	397,100
	6	147,300	204,500	293,500	346,400	399,200
	7	148,600	206,800	295,800	348,600	401,200
	8	149,900	209,000	298,000	350,800	403,300
	9	151,000	211,300	300,400	352,800	405,100
	10	152,700	213,600	303,200	354,900	406,900
	11	154,400	216,000	306,000	357,000	408,700
	12	156,000	218,300	308,800	359,100	410,500
	13	157,600	220,600	311,400	361,000	412,200
	14	159,500	223,000	314,200	363,000	414,000
	15	161,400	225,500	316,900	365,100	415,700
	16	163,400	228,000	319,700	367,200	417,500
	17	165,500	230,300	322,400	369,000	418,500
	18	167,600	233,200	324,700	371,100	420,200
	19	169,900	236,100	326,900	373,200	421,800
	20	172,000	239,000	329,300	375,200	423,400
	21	174,300	241,700	331,500	377,000	424,800
	22	176,700	244,300	333,600	378,900	426,500
	23	179,200	247,000	335,700	380,700	428,200
24		181,500	249,600	337,900	382,600	429,700
25		183,700	252,500	340,000	384,400	431,200
26		185,800	255,000	341,900	386,200	432,800
27		188,000	257,500	343,800	388,000	434,500
28		190,100	260,000	345,800	389,800	436,100
29		192,200	262,500	347,800	391,300	437,600
30		194,000	264,800	349,500	393,000	439,100
31		195,900	267,100	351,100	394,700	440,600
32		197,600	269,300	352,700	396,400	442,000
33		199,600	271,400	354,300	397,800	443,400
34		201,400	273,500	355,800	399,100	444,800
35		203,300	275,800	357,300	400,200	446,200
36		205,100	277,800	358,800	401,500	447,600
37		207,100	279,900	360,300	402,700	448,900
38		209,000	281,400	361,600	403,800	450,000
39		210,900	282,900	362,900	404,900	451,100
40		212,700	284,600	364,200	405,900	452,200
41		214,700	286,000	365,300	406,900	452,900
42		216,600	287,300	366,600	408,000	453,900
43		218,500	288,400	367,900	409,100	454,900
44		220,300	289,500	369,000	410,300	456,000
45		222,300	290,400	370,200	411,200	457,000
46		224,200	291,700	371,500	412,300	458,000
47		226,100	293,000	372,800	413,500	458,700
48		228,000	294,400	374,000	414,500	459,600
49		229,800	295,700	375,200	415,300	460,400
50		231,600	297,000	376,500	416,300	461,000
51		233,500	298,200	377,800	417,300	461,600
52		235,200	299,500	379,100	418,300	462,200
53		236,900	300,700	379,800	418,900	462,900
54		238,700	302,000	380,800	419,600	463,500
55		240,600	303,300	381,800	420,200	464,000
56		242,400	304,600	382,800	420,900	464,600
57		244,000	305,600	383,700	421,300	465,100
58		245,200	306,800	384,500	421,800	465,700
59		246,400	308,000	385,200	422,300	466,200
60		247,500	309,100	385,900	422,700	466,700
61		248,900	310,200	386,400	423,300	467,200

62	250,000	311,300	387,300	423,700	467,900
63	251,100	312,400	388,200	424,300	468,600
64	252,400	313,600	389,100	425,200	469,400
65	253,600	314,800	389,800	425,900	470,300
66	254,900	315,900	390,600	426,700	471,200
67	256,200	317,000	391,400	427,300	472,000
68	257,200	318,100	392,200	428,100	472,700
69	258,300	319,300	392,800	428,400	473,400
70	259,800	320,400	393,500	429,100	474,200
71	261,300	321,500	394,200	429,600	475,000
72	262,800	322,600	394,800	430,100	475,800
73	264,200	323,400	395,500	430,600	476,500
74	265,600	324,500	396,100		
75	267,000	325,600	396,800		
76	268,200	326,700	397,600		
77	269,500	327,800	398,300		
78	270,800	328,800	399,000		
79	272,100	329,800	399,600		
80	273,300	330,800	400,200		
81	274,700	331,900	400,800		
82	276,000	332,700	401,400		
83	277,300	333,400	402,100		
84	278,500	334,200	402,700		
85	279,800	334,800	403,200		
86	281,000	335,300	403,700		
87	282,300	335,800	404,200		
88	283,500	336,300	404,900		
89	284,700	336,600	405,300		
90	285,900	337,100			
91	287,100	337,600			
92	288,200	338,100			
93	289,400	338,400			
94	290,400	338,900			
95	291,400	339,400			
96	292,300	339,900			
97	293,200	340,400			
98	294,100	340,900			
99	295,000	341,400			
100	295,800	342,000			

再任用職員					
	101	296,700	342,500		
	102	297,400	343,000		
	103	298,100	343,500		
	104	298,800	344,000		
	105	299,600	344,400		
	106	300,100	344,900		
	107	300,600	345,300		
	108	301,100	345,800		
	109	301,300	346,300		
	110	301,700	346,800		
	111	302,000	347,200		
	112	302,300	347,700		
	113	302,700	348,200		
	114	303,000	348,600		
	115	303,300	349,100		
	116	303,600	349,500		
	117	303,900	350,000		
	118	304,300	350,400		
	119	304,600	350,900		
	120	305,000	351,300		
	121	305,300	351,700		
		220,600	263,000	288,500	327,900
					356,500

別表第五イ及びウを次のように改める。

4 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	146,300	185,500	221,500	219,500	283,100	332,400	379,100
	2	147,700	187,100	223,000	251,000	285,300	334,500	381,800
	3	149,100	188,800	224,400	252,400	287,500	336,700	384,500
	4	150,500	190,500	225,900	253,800	289,800	338,800	387,200
	5	151,800	191,800	227,600	255,000	292,100	341,100	389,800
	6	153,600	193,400	229,200	256,400	294,200	343,300	392,500
	7	155,500	195,000	230,800	257,900	296,400	345,400	395,100
	8	157,200	196,500	232,300	259,400	298,600	347,600	397,800
	9	158,900	198,100	233,900	260,700	300,700	349,700	399,900
	10	160,600	199,800	235,600	262,100	302,900	351,800	402,200
	11	162,300	201,500	237,000	263,500	305,200	353,800	404,300
	12	164,100	203,200	238,400	264,700	307,500	355,900	406,500
	13	165,600	204,800	240,100	266,200	309,700	358,100	408,800
	14	167,500	206,400	241,600	267,700	311,800	360,200	410,800
	15	169,500	208,000	243,100	269,300	314,000	362,100	412,800
	16	171,400	209,500	244,500	270,900	316,200	364,200	415,000
	17	173,400	211,100	245,800	272,400	318,200	366,200	417,000
18	175,300	212,800	247,100	274,200	320,300	368,300	419,000	
19	177,200	214,500	248,600	275,900	322,400	370,200	421,000	
20	179,000	216,200	249,800	277,800	324,600	372,300	423,000	
21	181,200	217,600	251,000	279,500	326,700	374,200	424,800	
22	182,700	219,200	252,400	281,400	328,600	376,300	426,400	
23	184,200	220,600	253,600	283,300	330,600	378,400	428,000	
24	185,700	222,200	254,900	285,200	332,600	380,500	429,600	
25	187,400	223,600	256,100	287,100	334,600	382,100	431,100	
26	188,900	225,100	257,800	289,000	336,600	383,900	432,400	
27	190,400	226,700	259,300	290,800	338,600	385,700	433,700	
28	191,800	228,100	261,000	292,700	340,700	387,400	435,100	
29	193,400	229,600	262,500	294,800	342,700	389,300	436,500	
30	194,700	231,100	264,300	296,700	344,500	390,800	437,800	
31	196,100	232,700	266,000	298,600	346,300	392,500	439,100	
32	197,400	234,100	267,700	300,400	348,000	394,100	440,200	

33	198,900	235,700	269,400	302,200	349,800	395,500	441,400
34	200,300	237,100	271,200	304,000	351,700	396,700	442,700
35	201,600	238,300	273,000	305,800	353,600	398,000	443,900
36	203,000	239,800	274,800	307,500	355,500	399,300	445,200
37	204,400	241,200	276,500	309,100	357,400	400,400	446,400
38	205,800	242,600	278,200	310,800	359,000	401,600	447,100
39	207,200	243,900	279,900	312,600	360,700	402,800	447,700
40	208,500	245,300	281,600	314,400	362,400	404,000	448,400
41	209,900	246,700	283,300	315,900	363,700	404,800	449,000
42	211,100	248,100	285,000	317,600	364,900	405,600	449,400
43	212,400	249,400	286,700	319,200	366,100	406,400	449,800
44	213,600	250,600	288,400	320,700	367,200	407,100	450,200
45	214,900	251,800	290,100	322,100	368,400	407,700	450,600
46	216,000	253,400	291,800	323,700	369,300	408,400	451,000
47	217,100	254,900	293,500	325,300	370,500	408,800	451,400
48	218,300	256,500	295,200	326,800	371,600	409,300	451,700
49	219,500	258,200	296,700	328,400	372,600	409,700	452,000
50	220,500	259,600	298,300	329,700	373,600	410,000	452,500
51	221,500	261,000	299,900	330,900	374,500	410,300	452,800
52	222,400	262,400	301,400	332,100	375,500	410,700	453,100
53	223,200	263,600	302,800	333,200	376,300	411,000	453,400
54	224,200	265,000	304,300	334,200	377,200	411,300	
55	225,200	266,400	305,800	335,200	378,100	411,600	
56	226,200	267,700	307,300	336,100	379,000	411,900	
57	227,200	269,000	308,800	336,900	379,600	412,200	
58	228,100	270,300	310,200	337,700	380,400	412,500	
59	229,000	271,600	311,400	338,500	381,200	412,800	
60	229,900	272,800	312,800	339,400	382,000	413,200	
61	230,800	273,900	314,100	340,100	382,500	413,400	
62	231,900	275,200	315,400	340,500	383,200	413,700	
63	233,000	276,500	316,700	341,200	383,900	414,000	
64	234,000	277,700	318,100	341,900	384,600	414,300	
65	234,800	278,900	319,400	342,500	385,100	414,400	
66	235,700	280,000	320,200	343,200	385,800	414,900	
67	236,700	281,100	321,000	343,900	386,500	415,200	
68	237,600	282,200	321,800	344,600	387,200	415,500	
69	238,200	283,400	322,500	345,300	387,600	415,700	
70	238,900	284,500	323,200	345,900	388,100	416,000	



71	239,600	285,600	323,900	346,500	388,600	416,300
72	240,400	286,700	324,500	347,100	389,100	416,600
73	241,100	287,600	325,200	347,400	389,600	416,800
74	241,900	288,300	325,500	348,000	390,200	417,100
75	242,700	289,000	326,000	348,600	390,700	417,800
76	243,500	289,800	326,700	349,200	391,400	418,500
77	244,100	290,600	327,300	349,700	391,900	418,700
78	244,700	291,200	327,800	350,200	392,400	419,400
79	245,300	291,800	328,300	350,700	392,900	420,100
80	245,900	292,400	328,800	351,100	393,400	420,800
81	246,400	293,000	329,400	351,500	393,700	421,300
82	246,800	293,500	329,900	351,900	394,200	422,000
83	247,200	294,000	330,400	352,100	394,600	422,600
84	247,600	294,500	330,900	352,400	395,000	423,300
85	248,000	294,700	331,300	352,900	395,500	423,800
86		295,000	331,700	353,300	396,000	
87		295,200	332,000	353,700	396,400	
88		295,500	332,400	354,100	396,800	
89		295,700	332,800	354,500	397,200	
90		295,900	333,200	354,800	397,700	
91		296,100	333,600	355,000	398,100	
92		296,300	334,100	355,300	398,500	
93		296,700	334,600	355,700	399,000	
94		296,900	334,700	356,000	399,500	
95		297,100	335,000	356,300	399,900	
96		297,400	335,300	356,600	400,300	
97		297,700	335,500	357,000	400,700	
98		298,000	335,800	357,400	401,200	
99		298,300	336,100	357,800	401,600	
100		298,600	336,400	358,200	402,000	
101		298,900	336,500	358,700	402,400	
102		299,200	336,900	359,100		
103		299,500	337,300	359,500		
104		299,800	337,500	359,900		
105		300,000	337,600	360,400		
106			338,000			
107			338,400			
108			338,700			



23	200,100	227,500	265,500	290,800	330,100	382,600	432,000
24	202,300	229,200	266,600	292,400	331,700	384,700	433,900
25	204,500	230,700	267,900	293,900	333,300	386,900	435,600
26	205,800	232,400	269,400	295,700	334,800	388,600	437,300
27	207,200	234,100	270,800	297,500	336,400	390,400	439,000
28	208,500	235,800	272,200	299,300	338,000	392,300	440,600
29	209,700	237,600	273,700	300,900	339,500	394,200	441,800
30	211,000	239,100	275,300	302,600	341,000	396,000	443,400
31	212,300	240,500	276,900	304,300	342,500	397,900	444,900
32	213,600	241,900	278,500	305,900	344,200	399,800	446,500
33	214,900	243,100	280,200	307,500	345,700	401,500	448,100
34	216,200	244,200	281,700	309,100	347,300	403,300	449,700
35	217,600	245,200	283,200	310,700	348,900	405,100	451,300
36	218,900	246,500	284,600	312,400	350,500	407,000	452,800
37	220,400	247,700	286,200	314,000	352,200	408,500	454,000
38	221,800	248,800	287,600	315,600	353,800	410,200	455,300
39	223,200	249,900	289,100	317,200	355,400	412,000	456,600
40	224,700	251,000	290,600	318,800	357,000	413,800	458,100
41	226,000	251,900	292,200	320,400	358,300	415,400	459,100
42	227,400	253,000	293,800	321,900	359,800	417,000	459,800
43	228,800	254,000	295,400	323,400	361,300	418,600	460,700
44	230,100	255,000	297,000	324,900	362,800	419,900	461,300
45	231,400	256,100	298,500	326,000	364,300	421,100	462,200
46	232,800	257,100	300,000	327,500	365,500	422,200	462,900
47	234,200	258,200	301,500	329,000	367,000	423,300	463,700
48	235,600	259,300	303,000	330,400	368,400	424,600	464,600
49	236,700	260,400	304,400	331,700	369,800	425,900	465,300
50	237,900	261,800	305,700	333,100	371,200	427,000	466,000
51	239,000	263,000	307,100	334,400	372,600	428,300	466,700
52	240,100	264,400	308,500	335,800	374,100	429,400	467,600
53	241,300	265,700	310,000	337,300	375,500	430,600	468,400
54	242,500	267,300	311,300	338,700	376,700	431,700	469,200
55	243,600	268,900	312,600	340,100	377,900	432,800	469,900
56	244,600	270,500	314,000	341,500	379,100	433,900	470,600
57	245,800	272,100	315,300	342,400	380,200	435,000	471,500
58	246,900	273,700	316,700	343,700	381,200	435,600	
59	247,800	275,200	318,100	344,900	382,200	436,200	
60	248,800	276,800	319,500	346,200	383,200	436,600	

61	250,000	278,500	320,700	347,400	383,900	437,200
62	251,000	280,000	322,000	348,400	384,700	437,700
63	252,000	281,500	323,300	349,700	385,400	438,100
64	253,200	283,000	324,600	350,900	386,200	438,600
65	254,100	284,600	326,000	352,100	386,900	439,300
66	255,300	286,100	327,300	353,300	387,600	439,700
67	256,600	287,600	328,600	354,500	388,300	440,000
68	257,600	289,100	329,900	355,600	389,100	440,300
69	258,600	290,500	330,700	356,600	390,000	440,700
70	259,900	292,000	331,800	357,700	390,600	441,100
71	261,100	293,500	332,900	358,800	391,300	441,600
72	262,500	295,000	333,900	359,900	392,000	442,300
73	263,800	296,200	335,100	360,900	392,700	442,900
74	265,100	297,600	335,900	362,000	393,200	443,600
75	266,400	299,000	337,000	363,100	393,800	444,200
76	267,700	300,400	338,200	364,200	394,300	444,800
77	268,800	301,900	339,300	364,900	394,700	445,400
78	270,000	303,200	340,500	365,700	395,300	
79	271,300	304,500	341,700	366,500	395,900	
80	272,600	305,700	342,900	367,300	396,200	
81	273,700	306,700	344,100	367,900	396,500	
82	274,800	307,900	345,200	368,400	397,000	
83	275,800	309,100	346,300	368,900	397,400	
84	276,900	310,400	347,400	369,400	397,700	
85	277,800	311,500	348,300	370,100	398,000	
86	278,900	312,700	349,300	370,600	398,500	
87	280,000	313,900	350,100	371,200	399,000	
88	281,100	315,200	351,200	371,800	399,500	
89	282,200	316,500	352,400	372,100	399,800	
90	283,200	317,700	353,100	372,600	400,200	
91	284,200	318,900	353,900	373,200	400,700	
92	285,200	320,100	354,700	373,700	401,100	
93	286,100	321,000	355,400	374,000	401,500	
94	287,100	321,700	356,000	374,400	401,900	
95	288,100	322,400	356,700	374,800	402,400	
96	289,200	323,000	357,300	375,300	402,800	
97	290,200	323,600	357,700	375,900	403,300	

98	291,000	324,000	358,200	376,400	403,700
99	291,800	324,700	358,700	376,900	404,200
100	292,700	325,400	359,100	377,400	404,600
101	293,400	325,800	359,600	378,000	405,000
102	294,200	326,400	360,100	378,500	
103	295,000	327,000	360,600	379,000	
104	295,800	327,600	361,000	379,400	
105	296,600	328,100	361,300	380,000	
106	297,100	328,600	361,800	380,500	
107	297,600	329,100	362,200	381,000	
108	298,100	329,600	362,500	381,600	
109	298,300	329,800	363,000	382,200	
110	298,700	330,200	363,500	382,700	
111	298,900	330,600	364,000	383,200	
112	299,300	331,000	364,500	383,700	
113	299,500	331,400	365,000	384,300	
114	299,800	331,800	365,500		
115	300,200	332,200	366,000		
116	300,500	332,500	366,400		
117	300,800	332,700	366,900		
118	301,100	333,100	367,400		
119	301,400	333,500	367,900		
120	301,800	333,700	368,400		
121	302,100	333,900	368,800		
122	302,500	334,200	369,300		
123	302,900	334,500	369,800		
124	303,200	334,800	370,300		
125	303,400	335,100	370,600		
126	303,700	335,400			
127	304,100	335,800			
128	304,400	336,100			
129	304,500	336,200			
130	304,900	336,500			
131	305,300	336,800			
132	305,700	337,100			
133	305,900	337,400			
134	306,300	337,800			
135	306,700	338,200			



	136	307,000	338,600					
	137	307,200	338,900					
	138	307,500	339,300					
	139	307,900	339,700					
	140	308,200	340,100					
	141	308,400	340,400					
	142	308,800	340,800					
	143	309,200	341,100					
	144	309,500	341,500					
	145	309,600	341,900					
	146	309,900	342,300					
	147	310,300	342,700					
	148	310,700	343,100					
	149	310,800	343,400					
	150	311,100	343,800					
	151	311,400	344,200					
	152	311,700	344,600					
	153	312,000	344,900					
	154	312,300						
	155	312,500						
	156	312,800						
	157	313,200						
	158	313,500						
	159	313,800						
	160	314,100						
	161	314,500						
	162	314,800						
	163	315,100						
	164	315,400						
	165	315,800						
	166	316,100						
	167	316,400						
	168	316,700						
	169	317,100						
再任 用職		239,400	260,300	267,800	278,300	295,000	333,400	379,000

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条第九項の改正規定は公布の日から、第四条第四項及び第五項の改正規定は平成二十八年一月一日から施行する。

## (切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成二十七年四月一日(以下附則第三項、第四項、第五項及び第七項において「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

## (給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額が、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項の規定により支給される給料を受けるもの)及び人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成三十二年三月三十一日まで、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)以下「給与条例」という。)附則第七項の表給料表の項に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額)を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があること認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第七條第二項、第十七條第五項(第十七條の第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第十八條の五第二項、福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福島県条例第七十号)以下「教育職員の給与等の特別措置条例」という。)第三條第一項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)以下「特殊勤務手当条例」という。)第十八條第二項第

一号の規定の適用については、給与条例第七條第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第十一号)以下「平成二十七年改正条例」という。)附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十七條第五項及び第十八條の五第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」と、教育職員の給与等の特別措置条例第三條第一項及び特殊勤務手当条例第十八條第二項第一号中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第十一号)附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の特例)

7 切替日から平成三十年三月三十一日までの間においては、給与条例第九條の三中「百分の十六」とあるのは、「百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」と、第十條の二第二項中「三万円」とあるのは、「三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

8 この項から附則第十一項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。)をいう。

ア 平成二十七年三月三十一日において職員の給与の支給に関する規則(昭和三十一年福島県人事委員会規則第七号)以下「給与支給規則」という。)別表第八の二に掲げる支給地域(イにおいて「旧寒冷地」という。)に在勤する職員

イ 平成二十七年三月三十一日において給与条例第十八條第一項第三号に規定する人事委員会規則で定める公署に在勤し、かつ、旧寒冷地又は同日において同号に規定する人事委員会規則で定める区域に居住する職員

二 新寒冷地等在勤等職員 給与条例第十八條第一項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。)をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四 みなし寒冷地手当額 次項又は附則第十項に規定する者につき、給与支給規則別表第八の二に規定する支給地域をその地域の区分(給与条例第十八條第二項に規定する地域の区分をいう。以下同じ。)と、基準日(給与条例第十八條第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の平成二十七年三月三十一日以降における世帯等の区分(給与条例第十八條第二項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、給与条例第十八條第二項の表前項第二号の地域の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、給与条例第十八條第二項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

9 基準日（その属する月が平成二十八年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、平成二十七年三月三十一日から当該基準日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であったものに対しては、給与条例第十八条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

10 基準日（その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、平成二十七年三月三十一日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であったものに対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、給与条例第十八条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千円

11 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、平成二十七年三月三十一日において旧寒冷地等在勤等職員であつて、平成二十七年四月一日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの（前二項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、前二項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、給与条例第十八条第一項から第三項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

12 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

**福島県条例第十二号**

**特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 教育委員会教育長

第二条中「第三号」を「第四号」に、「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に、「第十五号」を「第十六号」に改める。

第七条第一項中「第一条第四号から第十二号まで」を「第一条第五号から第十三号まで」に、「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改める。

第十条を削る。

別表第一中

病院事業管理者  
八九〇、〇〇〇円

を

病院事業管理者  
教育委員会教育長

八九〇、〇〇〇円

に改める。

八九〇、〇〇〇円

別表第二中

教育委員会

委員		委員長	
日額	月額	日額	月額
一六、	一〇五、	一七、	一一〇、

を

教育委員会		委員	
日額	月額	日額	月額
一六、	一〇五、		

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す

る法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育委員会教  
育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、  
改正後の特別職の職員の給与に関する条例第一条、第二条、第七条第一項、別表第一  
及び別表第二の規定は適用せず、改正前の特別職の職員の給与に関する条例第一条、  
第二条、第七条第一項、第十条、別表第一及び別表第二の規定は、なおその効力を有  
する。

（人事課）

**福島県条例第十三号**

**福島県職員倫理条例の一部を改正する条例**

福島県職員倫理条例（平成十二年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三項中「教育長並びに」を削る。

**附則**

- この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す  
る法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお  
従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、改正後の福  
島県職員倫理条例第二条第三項の規定は適用せず、改正前の福島県職員倫理条例第二  
条第三項の規定は、なおその効力を有する。

（人事課）

**福島県条例第十四号**

**一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号）の  
一部を次のように改正する。  
第五条第一項の表を次のように改める。

号	給 料 月 額
一	四〇三、〇〇〇円
二	四六五、〇〇〇円
三	五二八、〇〇〇円
四	六一一、〇〇〇円
五	七一一、〇〇〇円
六	八一、〇〇〇円

第五条第二項の表を次のように改める。

号	給 料 月 額
---	---------

号	給 料 月 額
一	三三五、〇〇〇円
二	三七二、〇〇〇円
三	四〇一、〇〇〇円

**附則**

**（施行期日）**

- この条例は、平成二十七年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行  
する。
- （給料の切替えに伴う経過措置）  
施行日の前日から引き続き一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次項にお  
いて「条例」という。）第五条第一項又は第二項に定める給料表の適用を受ける職員  
で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととな  
るものには、平成三十二年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当  
する額を給料として支給する。
- 前項の規定による給料を支給される職員に関する条例第五条第五項の規定の適用に  
ついては、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の任期付研究員の採用  
等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第十四号）附則第二  
項の規定による給料の額との合計額」とする。
- （人事委員会規則への委任）  
この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

**福島県条例第十五号**

**一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）の一  
部を次のように改正する。  
第八条第一項の表を次のように改める。

号	給 料 月 額
一	三八〇、〇〇〇円
二	四三〇、〇〇〇円
三	四八三、〇〇〇円
四	五四六、〇〇〇円
五	六二二、〇〇〇円
六	七二八、〇〇〇円
七	八五二、〇〇〇円



**附 則**

1 この条例は、平成二十七年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 施行日の前日から引き続き一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「条例」という。）第八条第一項に定める給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成三十二年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の規定による給料を支給される職員に関する条例第八条第四項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第十五号）附則第二項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

4 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

**福島県条例第十六号**

**知事等の給与の特例に関する条例**

（知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例）

**第一条** 知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第百一号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

- 一 知事 百分の二十
- 二 副知事 百分の十五
- 三 病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員 百分の十

（知事の秘書の給料月額の特例）

**第二条** 知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知

事が定める額とする。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（知事等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 知事等の給与の特例に関する条例（平成二十五年福島県条例第十一号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育委員会教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中（次項において単に「任期中」という。）に限り、第一条の見出し並びに同条本文及び同条第三号中「病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員」とあるのは「病院事業管理者及び常勤の監査委員」とする。

4 前項に規定する場合において、任期中における教育委員会教育長の給料月額については、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例（平成二十七年福島県条例第六十六号）附則第二項の規定によりなお効力を有することとされる福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）第一条の規定にかかわらず、同条に規定する教育委員会が知事と協議して定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する教育委員会が知事と協議して定める額とする。

（人事課）

**福島県条例第十七号**

**福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「教育長」を削る。

第六条の四第一項第一号中「五万四千五百円」を「七万四百円」に改め、同項第二号中「五万五千円」を「六万五千円」に改め、同項第三号中「四万五千五百円」を「五万九千五百円」に改め、同項第四号中「四万七千七百円」を「五万四千五百円」に改め、同項第五号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第六号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第七号中「二万八千五百円」を「二万七千五百円」に改め、同項第八号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「自己都合退職者」の下に「（第三条第二項に規定する特定傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号



を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。  
第八条の二第二項第三号中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条の二第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、改正後の福島県職員員の退職手当に関する条例第二条第一項の規定は適用せず、改正前の福島県職員員の退職手当に関する条例第二条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県条例第十八号**

**福島県職員恩給通算条例の一部を改正する条例**

福島県職員恩給通算条例（昭和三十二年福島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）」による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成二十六年法律第七十六号）を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に、「同法第十九条第一項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第一項」に改め、同条第四項第二号イ中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に、「同法第十九条第二項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項」に改める。

**附 則**

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定により改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二章（第二章を除く。）の規定がなお効力を有する場合においては、改正法附則第二条第一項に規定する任期中に限り、第一条第三項第六号の改正規定（「同法第十九条第一項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第一項」に改める部分に限る。）及び同条第四項第二号イの改正規定（「同法第十九条第二項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項」に改める部分に限る。）は、適用しない。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県条例第十九号**

**福島県個人情報保護条例及び福島県情報公開条例の一部を改正する条例**

(福島県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号エ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(福島県情報公開条例の一部改正)

第二条 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号ウ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(文書法務課)

**福島県条例第二十号**

**福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**

福島県行政財産使用料条例（昭和三十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二土地の項中「300円」を「190円」に、「600円」を「300円」に、「2,000円」を「1,250円」に改める。

**附 則**

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県行政財産使用料条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(財産管理課)

**福島県条例第二十一号**

**福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例**

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第四条第一号中「第七条第二項第五号」を「第七条の二第二項第四号」に、「特定鳥獣の数の調整」を「第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その

他第二種特定鳥獣の管理」に、「特定鳥獣個体数調整捕獲等」を「第二種特定鳥獣個体数調整捕獲等」に改め、同条第二十五号中「特定鳥獣個体数調整捕獲等」を「第二種特定鳥獣個体数調整捕獲等」に改める。

第五条第一号中「銃器を使用した」を「知事が別に定める方法による」に、「第七条第二項第五号」を「第七条の第二項第四号」に、「特定鳥獣の数の調整」を「第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理」に、「特定鳥獣個体数調整捕獲等」を「第二種特定鳥獣個体数調整捕獲等」に改め、同条第二十五号中「特定鳥獣個体数調整捕獲等」を「第二種特定鳥獣個体数調整捕獲等」に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

福島市 いわき市 白河市 相馬市 本宮市 川俣町 会津坂下町 湯川村 泉  
崎村 中島村 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 小野  
町 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 飯館村

別表第三（第五条関係）

会津若松市 郡山市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達  
市 桑折町 国見町 大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南  
会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 柳津町 三島町 金山町 昭  
和村 会津美里町 西郷村 矢吹町 浅川町 古殿町 三春町 浪江町 葛尾村  
新地町

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第二十二号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和五十年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を削る。

附則第二条第一項中「特定施設を」を「水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を」に改める。

別表第二の1の表カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に改め、別表第二の2の表カドミウム及びその化合物の項中「非鉄金属製造業」を「非鉄金属第一次製錬・精製業及び非鉄金属第二次製錬・精製業」に改め、「掲げる

もの」の次に「であつて亜鉛に係るものに限る。」を、「その他の施設」の次に「（鉛製錬及び鉛鋳造につき業であつて該種亜鉛めっきをなすものに限る。）」を加え、同表備考1及び2中「（別表第三において同じ。）」を削る。

附則

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第二条第二項及び第三項を削る改正規定、附則第二条第一項の改正規定、別表第二の1の表の改正規定、別表第二の2の表備考1及び2の改正規定並びに別表第三を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設であるときは、平成二十七年十一月三十日までの間、当該特定事業場に係る排水基準の適用については、改正後の大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前において排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条に規定する方法で検定した場合の排水基準の適用については、改正後の条例別表第二の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水・大気環境課)

福島県条例第二十三号

福島県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十三年福島県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例

第一条の表一の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同表二の項中「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県条例第二十四号

福島県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県土壌汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。  
第一条の表に次のように加える。

四	法第二十九条の規定に基づく指定の申請者	一件につき三万一千円
五	法第三十二条第一項の規定に基づく指定の更新の申請者	一件につき二万四千元

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県条例第二十五号

福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例

福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例（平成二十四年福島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年五月三十一日」を「平成三十年五月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（一般廃棄物課）

福島県条例第二十六号

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第二十七号

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第二十八号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「第八条の二十八項」を「第八条の二十六項」に改める。

（福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第一号中「第八条の二十八項」を「第八条の二十六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第二十九号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第八項中「。以下「指定介護予防サービス等条例」という。」を削り、同条第九項中「若しくは指定介護予防サービス等条例第九十七條第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第十一項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

附則第八項中「第四十二條の二」を「第四十二條の二第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第八項の改正規定は、公布の日から施行する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関



する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第四十五条第八項及び第九項の規定は、なおその効力を有する。

（高齢福祉課）

**福島県条例第三十号**

**福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「指定介護予防訪問介護事業者（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号。以下「予防基準条例」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ）」を「法第十五条の四十五第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正する法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第七条第二項において「第一号訪問事業」という。）に係る法第十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）に、「指定介護予防訪問介護（予防基準条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第一号訪問事業」に改め、同条第四項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「予防基準条例第五条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める第一号訪問事業の」に改める。

第七条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「予防基準条例第七条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十二条第三項中「基準該当介護予防訪問介護（予防基準条例第四十二条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第十五条の四十五第一号第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する

基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十四条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第四十二条第三項に規定する第一号訪問事業」に、「予防基準条例第四十四条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第六十三条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第六十四条第五項中「第七十一条第一項」を「第七十一条第十項」に、「指定複合型サービス（を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改める。

第七十九条中「できるように」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十四条に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百四十条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第八十五条に次の一項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第四百四十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四百四十条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十八条中「できるように」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第九十九条第三項中「指定介護予防通所介護事業者（予防基準条例第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（予防基準条例第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に、「予防基準条例第九十七条第一項及び第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百一条第三項ただし書中「指定介護予防通所介護事業者」を「法第百十五条の四五第一項第一号に規定する第一号通所事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「又は指定介護予防通所介護」を「又は当該第一号通所事業」に改め、同条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「予防基準条例第九十九条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第百十条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第百十条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第百一条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百十一条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第百十二条中「第四十条まで」を「第三十八条まで、第四十条」に、「第八条中「二十九条」を「第八条第一項中「第二十九条」に改める。

第百十四条第一項中「できるような」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百十八条に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第百二十九条第二項第六号中「第三十九条第二項」を「第百十条の二第二項」に改める。

第百三十条中「第四十条まで」を「第三十八条まで、第四十条」に、「第百十条」を「第百十一条」に、「を「療養通所介護従業者」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百十条の二第四項中「第百一条第四項」とあるのは「第百十八条第四項」に改め

る。

第百三十一条第三項中「基準該当介護予防通所介護（予防基準条例第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業」に、「予防基準条例第百十二条第一項及び第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百三十三条第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「法第百十五条の四五第一項第一号に規定する第一号通所事業」に、「予防基準条例第百十四条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百三十四条中「から第四十条まで」を「、第四十条」に改める。

第百三十五条中「できるような」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百三十九条に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第百四十条に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百六十四条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第四条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百八十一条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所」を「指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第百八十七条中「看護職員」との下に「、第百六十四条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第百二十六条第三項を削る。

第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 削除

第二百三十五条第二項第八号及び第二百四十六条第二項第十号を削る。  
第二百四十七条中「第二百二十一条から」を「第二百二十一条、第二百二十三号から」に改める。

第二百五十七条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第十一条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第五条第二項及び第四項、第七条第二項、第四十二条第三項並びに第四十四条第二項の規定は、なおその効力を有する。（介護予防通所介護に関する経過措置）

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防通所介護又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の条例第九十九条第三項、第一百一条第四項及び第一百三十三条第四項の規定は、なおその効力を有する。（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第三十一号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針（第四条）

目次

第二節 人員に関する基準（第五条・第六条）

第三節 設備に関する基準（第七条）

第四節 運営に関する基準（第八条―第三十八条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三十九条―第六節）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十二条―第四十六条）

「第七章

第一節

第二節

第三節

第四節

第五節

第六節

―第四十

を「第二章 削除」に、「第五十一条」を「第五十条の二」に、

介護予防通所介護

基本方針（第九十六条）

人員に関する基準（第九十七条・第九十八条）  
設備に関する基準（第九十九条）  
運営に関する基準（第一百条―第一百七条）

を「第七

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十条―第一百一十一条）  
基準該当介護予防サービスに関する基準（第一百二十二条―第一百五十五条）

「削除」に、「第一百九条」を「第一百八条の二」に改める。  
第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四十条から第四十六条まで 削除

第四十八条第三項中「基準条例第四十八条第一項に」を「福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号。以下「基準条例」という。）第四十八条第一項に」に改める。

第三章第四節中第五十一条の前に次の十二条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十四条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の文書による同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた



場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 前項の規則で定める方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービスマン提供困難時の対応）

第五十条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスマンを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（支給資格等の確認）

第五十条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定（法第十九条第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五條の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第五十条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込

者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第五十条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービスマン担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービスマン担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第五十条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービスマン費の支給を受けるための援助）

第五十条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービスマン計画（法第八条の二十六項に規定する介護予防サービスマン計画をいう。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届けること等により、介護予防サービスマン費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービスマン費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービスマン計画に沿ったサービスマンの提供）

第五十条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービスマン計画（省令第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービスマン計画の変更の援助）

第五十条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービスマン計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第五十条の十二** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第五十条の十三** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者から代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第五十一条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第五十一条の二** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第五十一条の三** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第五十四条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

**第五十四条の二** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第五十四条の三** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

**第五十四条の四** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十四条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第五十四条の五** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

**第五十四条の六** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第五十四条の七** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

**第五十四条の八** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の



改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六号第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。（地域との連携）

第五十四条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第五十四条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第五十四条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第五十五条第二項第一号中「次条において準用する第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第二号中「次条において準用する第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

第六十一条第一項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第六十二条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）

及び第三十五条から第三十七条まで並びに第一節、第四節（第五十一条第一項及び「第一節、第四節（第五十条の九、第五十一条第一項、第五十四条の八第五項及び第六項並びに）」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」を「第五十条の二及び第五十四条の四中「第五十四条」に、「第十九条中」を「第五十条の十三中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」との下に、「第五十一条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第七十三条第二項第四号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第六号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第七十四条中「第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十七条まで及び第五十三条」を「第五十条の二、第五十条の三、第五十条の五から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の四から第五十一条の五まで、第五十一条の七、第五十一条の八、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十一、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十一条の十四、第五十一条の十五、第五十一条の十六、第五十一条の十七、第五十一条の十八、第五十一条の十九、第五十一条の二十、第五十一条の二十一、第五十一条の二十二、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四、第五十一条の二十五、第五十一条の二十六、第五十一条の二十七、第五十一条の二十八、第五十一条の二十九、第五十一条の三十、第五十一条の三十一、第五十一条の三十二、第五十一条の三十三、第五十一条の三十四、第五十一条の三十五、第五十一条の三十六、第五十一条の三十七、第五十一条の三十八、第五十一条の三十九、第五十一条の四十、第五十一条の四十一、第五十一条の四十二、第五十一条の四十三、第五十一条の四十四、第五十一条の四十五、第五十一条の四十六、第五十一条の四十七、第五十一条の四十八、第五十一条の四十九、第五十一条の五十、第五十一条の五十一、第五十一条の五十二、第五十一条の五十三、第五十一条の五十四、第五十一条の五十五、第五十一条の五十六、第五十一条の五十七、第五十一条の五十八、第五十一条の五十九、第五十一条の六十、第五十一条の六十一、第五十一条の六十二、第五十一条の六十三、第五十一条の六十四、第五十一条の六十五、第五十一条の六十六、第五十一条の六十七、第五十一条の六十八、第五十一条の六十九、第五十一条の七十、第五十一条の七十一、第五十一条の七十二、第五十一条の七十三、第五十一条の七十四、第五十一条の七十五、第五十一条の七十六、第五十一条の七十七、第五十一条の七十八、第五十一条の七十九、第五十一条の八十、第五十一条の八十一、第五十一条の八十二、第五十一条の八十三、第五十一条の八十四、第五十一条の八十五、第五十一条の八十六、第五十一条の八十七、第五十一条の八十八、第五十一条の八十九、第五十一条の九十、第五十一条の九十一、第五十一条の九十二、第五十一条の九十三、第五十一条の九十四、第五十一条の九十五、第五十一条の九十六、第五十一条の九十七、第五十一条の九十八、第五十一条の九十九、第五十一条の百」を「第五十条の二、第五十条の三、第五十条の五から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の四から第五十一条の五まで、第五十一条の七、第五十一条の八、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十一、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十一条の十四、第五十一条の十五、第五十一条の十六、第五十一条の十七、第五十一条の十八、第五十一条の十九、第五十一条の二十、第五十一条の二十一、第五十一条の二十二、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四、第五十一条の二十五、第五十一条の二十六、第五十一条の二十七、第五十一条の二十八、第五十一条の二十九、第五十一条の三十、第五十一条の三十一、第五十一条の三十二、第五十一条の三十三、第五十一条の三十四、第五十一条の三十五、第五十一条の三十六、第五十一条の三十七、第五十一条の三十八、第五十一条の三十九、第五十一条の四十、第五十一条の四十一、第五十一条の四十二、第五十一条の四十三、第五十一条の四十四、第五十一条の四十五、第五十一条の四十六、第五十一条の四十七、第五十一条の四十八、第五十一条の四十九、第五十一条の五十、第五十一条の五十一、第五十一条の五十二、第五十一条の五十三、第五十一条の五十四、第五十一条の五十五、第五十一条の五十六、第五十一条の五十七、第五十一条の五十八、第五十一条の五十九、第五十一条の六十、第五十一条の六十一、第五十一条の六十二、第五十一条の六十三、第五十一条の六十四、第五十一条の六十五、第五十一条の六十六、第五十一条の六十七、第五十一条の六十八、第五十一条の六十九、第五十一条の七十、第五十一条の七十一、第五十一条の七十二、第五十一条の七十三、第五十一条の七十四、第五十一条の七十五、第五十一条の七十六、第五十一条の七十七、第五十一条の七十八、第五十一条の七十九、第五十一条の八十、第五十一条の八十一、第五十一条の八十二、第五十一条の八十三、第五十一条の八十四、第五十一条の八十五、第五十一条の八十六、第五十一条の八十七、第五十一条の八十八、第五十一条の八十九、第五十一条の九十、第五十一条の九十一、第五十一条の九十二、第五十一条の九十三、第五十一条の九十四、第五十一条の九十五、第五十一条の九十六、第五十一条の九十七、第五十一条の九十八、第五十一条の九十九、第五十一条の百」に改め、同項第五号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第八十三条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第八十四条中「第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十七条まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の四から第五十一条の五まで、第五十一条の七、第五十一条の八、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十一、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十一条の十四、第五十一条の十五、第五十一条の十六、第五十一条の十七、第五十一条の十八、第五十一条の十九、第五十一条の二十、第五十一条の二十一、第五十一条の二十二、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四、第五十一条の二十五、第五十一条の二十六、第五十一条の二十七、第五十一条の二十八、第五十一条の二十九、第五十一条の三十、第五十一条の三十一、第五十一条の三十二、第五十一条の三十三、第五十一条の三十四、第五十一条の三十五、第五十一条の三十六、第五十一条の三十七、第五十一条の三十八、第五十一条の三十九、第五十一条の四十、第五十一条の四十一、第五十一条の四十二、第五十一条の四十三、第五十一条の四十四、第五十一条の四十五、第五十一条の四十六、第五十一条の四十七、第五十一条の四十八、第五十一条の四十九、第五十一条の五十、第五十一条の五十一、第五十一条の五十二、第五十一条の五十三、第五十一条の五十四、第五十一条の五十五、第五十一条の五十六、第五十一条の五十七、第五十一条の五十八、第五十一条の五十九、第五十一条の六十、第五十一条の六十一、第五十一条の六十二、第五十一条の六十三、第五十一条の六十四、第五十一条の六十五、第五十一条の六十六、第五十一条の六十七、第五十一条の六十八、第五十一条の六十九、第五十一条の七十、第五十一条の七十一、第五十一条の七十二、第五十一条の七十三、第五十一条の七十四、第五十一条の七十五、第五十一条の七十六、第五十一条の七十七、第五十一条の七十八、第五十一条の七十九、第五十一条の八十、第五十一条の八十一、第五十一条の八十二、第五十一条の八十三、第五十一条の八十四、第五十一条の八十五、第五十一条の八十六、第五十一条の八十七、第五十一条の八十八、第五十一条の八十九、第五十一条の九十、第五十一条の九十一、第五十一条の九十二、第五十一条の九十三、第五十一条の九十四、第五十一条の九十五、第五十一条の九十六、第五十一条の九十七、第五十一条の九十八、第五十一条の九十九、第五十一条の百」を「第五十条の二、第五十条の三、第五十条の五から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の四から第五十一条の五まで、第五十一条の七、第五十一条の八、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十一、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十一条の十四、第五十一条の十五、第五十一条の十六、第五十一条の十七、第五十一条の十八、第五十一条の十九、第五十一条の二十、第五十一条の二十一、第五十一条の二十二、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四、第五十一条の二十五、第五十一条の二十六、第五十一条の二十七、第五十一条の二十八、第五十一条の二十九、第五十一条の三十、第五十一条の三十一、第五十一条の三十二、第五十一条の三十三、第五十一条の三十四、第五十一条の三十五、第五十一条の三十六、第五十一条の三十七、第五十一条の三十八、第五十一条の三十九、第五十一条の四十、第五十一条の四十一、第五十一条の四十二、第五十一条の四十三、第五十一条の四十四、第五十一条の四十五、第五十一条の四十六、第五十一条の四十七、第五十一条の四十八、第五十一条の四十九、第五十一条の五十、第五十一条の五十一、第五十一条の五十二、第五十一条の五十三、第五十一条の五十四、第五十一条の五十五、第五十一条の五十六、第五十一条の五十七、第五十一条の五十八、第五十一条の五十九、第五十一条の六十、第五十一条の六十一、第五十一条の六十二、第五十一条の六十三、第五十一条の六十四、第五十一条の六十五、第五十一条の六十六、第五十一条の六十七、第五十一条の六十八、第五十一条の六十九、第五十一条の七十、第五十一条の七十一、第五十一条の七十二、第五十一条の七十三、第五十一条の七十四、第五十一条の七十五、第五十一条の七十六、第五十一条の七十七、第五十一条の七十八、第五十一条の七十九、第五十一条の八十、第五十一条の八十一、第五十一条の八十二、第五十一条の八十三、第五十一条の八十四、第五十一条の八十五、第五十一条の八十六、第五十一条の八十七、第五十一条の八十八、第五十一条の八十九、第五十一条の九十、第五十一条の九十一、第五十一条の九十二、第五十一条の九十三、第五十一条の九十四、第五十一条の九十五、第五十一条の九十六、第五十一条の九十七、第五十一条の九十八、第五十一条の九十九、第五十一条の百」に改め、「病歴」との下に、「第五十四条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第八十六条第一項第一号中「医師又は」を「医師若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同項第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第二百二十五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十六条第二項中「第十二号」を「第十三号」に改める。  
第九十二条第二項第一号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第三号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第九十三条中「第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十七条まで、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十二条の十、第五十条の十二、第五十四条の五まで、第五十四条の七から第五十四条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条及び第三十条中「第二十六条」を「第五十条の二及び第五十四条の四中「第五十四条」に、「第十三条中」を「第五十条の七中」に、「第十八条中」を「第五十条の十二中」に改め、「利用者」との下に、「第五十四条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加える。  
第七章を次のように改める。

**第七章 削除**

第九十六条から第一百五十五条まで 削除

第八章第四節中第一百九条の前に次の二条を加える。  
(利用料等の受領)

第一百八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。  
(緊急時等の対応)

第一百八条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。  
第二百二条の次に次の三条を加える。

第二百二条の次に次の三条を加える。  
(勤務体制の確保等)  
第二百二条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所から指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
(定員の遵守)

第二百二条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)  
第二百二条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的



に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第百二十二条第二項第二号中「第十九条第三項」を「第五十条の十三第三項」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第百二十三条中「第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十七条まで、第六十八条、第百条及び第百二条から第百四条まで」を「第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十一まで、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで及び第六十八条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条及び第三十条中「第二十六条」を「第五十条の二及び第五十四条の四中「第五十四条」に、「第十三条中」を「第五十条の七中」に改め、「第百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とを削る。

第百二十五条第一項第一号中「医師又は」を「医師若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同項中第十二号を第十二号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合作業に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状態、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第一項第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百二十五条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改める。  
第百三十三条第二項中「第八条第二項から第四項まで」を「第五十条の二第二項から第四項まで」に改める。

第百三十九条に次の一項を加える。  
2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。  
第百三十九条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第百三十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう予防に関する指針の整備、従業者への当該指針の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第百四十一条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第百四十二条中「第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十七条まで、第五十三条、第百二条、第百四条及び第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四から第五十四条の十一まで、第百二十条の二及び第百二十条の四」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十四条の四中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百二条第三項及び第百四条中「介護予防通所介護従業者」を「第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。  
第百五十九条中「第百三十七条」の下に、「第百三十九条の二」を加え、「第百二条」を「第百二十条の二」に改める。

第百六十五条の見出しを「(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第百六十六条第三項中「(基準条例第百八十一条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)」を削る。  
第百六十九条第一項及び第百七十条(見出しを含む。)中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第百七十一条中「第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条」を「第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四から第五十四条の七まで、第五十四条の八」に、「第三十五条から第三十七条まで、第五十三条、第百二条、第百四条、第百五条」を「第五十四条の九から第五十四条の十一まで、第百二十条の二、第百二十条の四」に、「第十九条中」を「第五十条の十三中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一条中」を「第五十一条の二中」に、「第三十条中「第二十六条」とあるのは

「第八十五条」を「第五十四条の四」中「第五十四条」とあるのは「第七十一条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第二百二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」との下に、「第三十九条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第八十条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第八十一条中「第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十七条まで、第五十三条、第五十四条、第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで、第二十條の二、第二十條の四」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十四条の四」中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第二百二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第九十一条第二項中「第二十四条第一項」を「第二百四條」に改める。

第九十六条中「第二百二条」を「第二百二条の二」に改める。

第二百二条第一項中「第八条の二第二項」を「第八条の二第九項」に改め、同条第三項を削る。

第二百六条第四項中「第八条第二項から第四項まで」を「第五十条の二第二項から第四項まで」に改める。

**第二百八条 削除**

第二百六条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改め、同号を同項第七号とする。

第二百七条中「第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十七条まで、第五十二条、第五十三条、第五十四条及び第五十五条」を「第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の四から第五十四条の十一まで、第二百二条の四及び第三十九条の二」に、「第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十二条」を「第五十二条及び第五十四条の四」に改め、「介護予防特定施設従業者」との下に、「第五十四条」とあるのは「第二百四十条」と」を加える。

第二百二十五条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第二百三十条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第四項中「第八条第二項から第四項まで」を「第五十条の二第二項から第四項まで」に改める。

第二百三十二条第二項中「受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は」を「受託介護予防サービス事業者は、指定住宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定住宅サービス事業者をいう。）、「指定介護予防サービス事業者若しくは」に改め、「いう。）」の下に「又は法第十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（基準条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）」、「指定通所介護（基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

**三 指定介護予防訪問看護**

第二百三十三条第二項第四号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十六条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改め、同項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百三十四条中「第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十七条まで、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条」を「第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の四から第五十四条の十一まで、第二百二条の四、第三十九条の二」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十二条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十二条中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第五十四条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第五十二条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第二百三十七条中「第八条の二第二項」を「第八条の二第十項」に改める。

第二百四十三条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 第二百四十七条第二項第一号中「第十九条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改

め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十四條第二項」を「第五十四條の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十六條第二項」を「第五十四條の十第二項」に改める。

第二百四十八條中「第八條から第十九條まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十七條まで、第五十三条並びに第二百二條第一項及び第二項」を「第五十條の二から第五十條の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四條の五から第五十四條の十一まで並びに第二百二條の二第一項及び第二項」に、「第八條中「第二十六條」を「第五十條の二中「第五十四條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十條」を「第五十條の四」に、「第十四條第二項」を「第五十條の八第二項」に、「第十八條」を「第五十條の十二」に、「第十九條中」を「第五十條の十三中」に、「第二十一条中」を「第五十一条の二中」に、「第二百二條第二項」を「第二百二條の二第二項」に改める。

第二百五十一条の見出しを「（介護予防福祉用具貸与計画の作成）」に改める。  
 第二百五十三條中「第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十三條まで、第三十四條」を「第五十條の二から第五十條の八まで、第五十條の十から第五十條の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四條の五から第五十四條の七まで、第五十四條の八」に、「第三十五條から第三十七條まで、第五十三條並びに第二百二條第一項及び第二項」を「第五十四條の九から第五十四條の十一まで並びに第二百二條の二第一項及び第二項」に、「第八條中「第二十六條」を「第五十條の二中「第五十四條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十條」を「第五十條の四」に、「第十四條第二項」を「第五十條の八第二項」に、「第十八條」を「第五十條の十二」に、「第十九條中」を「第五十條の十三中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一条中」を「第五十一条の二中」に、「第二百二條第二項」を「第二百二條の二第二項」に改める。

第二百六十一条第二項第二号中「第二十三条」を「第五十一条の三」に改め、同項第三号中「第三十四條第二項」を「第五十四條の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十六條第二項」を「第五十四條の十第二項」に改める。

第二百六十二条中「第八條から第十四條まで、第十六條から第十八條まで、第二十三条、第二十九条、第三十一条から第三十七條まで、第五十三条、第二百二條第一項及び第二項」を「第五十條の二から第五十條の八まで、第五十條の十から第五十條の十二まで、第五十一条の三、第五十三条、第五十四條の三、第五十四條の五から第五十條の十一まで、第二百二條の二第一項及び第二項」に、「第八條中「第二十六條」を「第五十條の二中「第五十四條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十條」を「第五十條の四」に、「第十四條第二項」を「第五十條の八第二項」に、「第十八條中」を「第五十條の十二中」に、「第二百二條第二項」を「第二百二條の二第二項」に改める。

**附 則**  
 （施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第九十一条第二項の改正規定及び第二百三十條の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。  
 （介護予防訪問介護に関する経過措置）

**第二条** 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は附則第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第四条から第四十六條までの規定は、なおその効力を有する。

**2** 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第五条第四項及び第七条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五條 第四項	指定訪問介護事業者	法第十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
指定訪問介護の事業	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
第七條 第二項	指定訪問介護事業者 指定訪問介護事業者 第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の 第五條第四項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
指定訪問介護の事業	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業



基準条例第七條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
-----------------	-------------------

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第四十二條第三項及び第四十四條第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十 二條第 三項	基準該当訪問介護（基準条例第四十二條第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第四十 四條第 二項	同項及び同條第二項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第四十 四條第 二項	基準該当訪問介護の事業	第四十二條第三項に規定する第一号訪問事業
第四十 四條第 二項	基準条例第四十四條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

**第三條**（介護予防通所介護に関する経過措置）

第三條 旧法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧条例第八條から第十四條まで（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第十五條（第百七條において準用する場合に限る。）、第十六條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第十七條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第十九條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第二十一條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第二十二條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第二十三條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第二十四條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第三十條から第三十三條ま

で（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第三十四條第一項から第四項まで（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第三十四條第五項及び第六項（第百七條において準用する場合に限る。）、第三十五條から第三十七條まで（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第九十六條から第百十五條まで、第百六十五條、第百六十九條第一項及び第百七十條の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第九十七條第三項及び第九十九條第四項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十 七條第 三項	指定通所介護事業者（基準条例第九十九條第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
第九十 九條第 四項	指定通所介護（基準条例第九十八條に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業
第九十 九條第 四項	指定通所介護事業者	市町村の定める当該第一号通所事業の
第九十 九條第 四項	指定通所介護の事業	第九十七條第三項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
第九十 九條第 四項	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
第九十 九條第 四項	基準条例第百一條第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第百十二條第三項及び第百十四條第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一

体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第百十二条第一項及び第二項に規定する</p>	<p>法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）</p>
<p>第百十 四 条 第 四 項</p> <p>基準条令第百三十一条第一項から第三項までに規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号通所事業の</p>
<p>第百十 四 条 第 四 項</p> <p>基準条令第百三十一条第一項から第三項までに規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号通所事業の</p>

**第四条** 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係るこの条例による改正後の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第二百三十二条第二項の適用については、同項中「指定事業者（一）とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十二条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

2 新条例第二百三十二条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第

二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

（改正前の福島県指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

**第五条** 附則第二条第一項及び附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第百五条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

**第百五条の二** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第九十九条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百七条中「第三十七条まで」を「第三十四条まで、第三十七条」に改める。  
第百十五条中「から第三十七条まで」を「第三十七条」に改め、「第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。  
（高齢福祉課介護保険室）

**福島県条例第三十二号**

**福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「又は利用者若しくは」を「及び利用者又は」に改める。

第十五条中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第十六号とし、同条第十四号を同条第十五号とし、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、訪問介護計画（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第十五条に次の一号を加える。

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の四十八第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十一条第二項第一号中「第十五条第十二号」を「第十五条第十三号」に改め、同項第二号エ中「第十五条第十三号」を「第十五条第十四号」に改める。

附則第二項中「（平成二十四年福島県条例第八十号）」を削り、「平成二十六年福島県条例第九十六号」の下に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

**福島県条例第三十三号**

**福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例**

福島県児童福祉施設条例（昭和三十九年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一障害児入所施設の項中



に改め、同表に

備考として次のように加える。

備考 福島県大笹生学園の入所定員に係る括弧内の人数については、短期入所の入所定員とし、同施設の入所定員の内数とする。

別表第二中四の項を六の項とし、三の項を四の項とし、同項の次に次のように加える。

**五 法第五十六条第十六項に規定する計画相談支援**

法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に計画相談支援に要した費用の額）

法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に計画相談支援に要した費用の額）

用の額を超えるときは、当該現に計画相談支援に要した費用の額）

別表第二中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援  
児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に障害児相談支援に要した費用の額）

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

**福島県条例第三十四号**

**福島県女性のための相談支援センター条例の一部を改正する条例**

福島県女性のための相談支援センター条例（平成十五年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項本文」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

**福島県条例第三十五号**

**福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十八条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日



- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
  - 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 保育所の運営に関する重要事項
- 第二十一条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。
- 第四十四条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。
- 第四十五条第四号中「以下」を「次号において」に改め、同条第七号イの表四階以上の部避難用の項を次のように改める。

避難用	
一 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第一項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	

- 第四十七条第三項中「おおむね三人」を「三人」に、「おおむね六人」を「六人」に、「満たない幼児おおむね二十人」を「満たない幼児二十人」に改め、「（認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定子ども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児おおむね三十人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児おおむね二十人につき一人以上）」を削り、「満四歳以上の幼児おおむね三十人」を「満四歳以上の幼児三十人」に改め、同条に次の一項を加える。
- 4 前項の子どもの年齢は、年度の初めの日の前日における満年齢とする。

第四十八条の見出しを「（保育時間及び開園時間）」に改め、同条中「その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める」を「開園時間は、一日につき十一時間を原則とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の保育時間及び開園時間は、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

第五十一条を次のように改める。

**（業務の質の評価等）**

**第五十一条** 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第五十二条を次のように改める。

**第五十二条 削除**

第六十八条第一項中「者として」の下に「基準省令第四十九条第一項の」を加える。

第九十一条第二号中「四・一九五」を「四・九五」に改める。

第一百二十二条第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則第三条を次のように改める。

**第三条 削除**

附則第五条中「六人」を「四人」に改める。

**附 則**

**（施行期日）**

**第一条** この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第四十四条、第四十五条第四号、第六十八条第一項、第九十一条第二号、第一百二十二条第二項及び附則第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（福島県幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第二条** 福島県幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表第二十一条第三項の項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

（子育て支援課）

**福島県条例第三十六号**

**福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十九

号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年六月三十日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第三十七号

福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福島県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年福島県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第三十八号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の下に「助言その他の」を加える。

第五十五条の八の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)」に改め、同条各号列記以外の部分中「(以下同じ。)」が「を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))が「を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))を基準第六十三条第一項の下に「又は第七十一条第一項(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項)の下に「又は第七十一条第一項(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項)の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、「通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項)の下に「又は第七十一条第一項(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項)の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下同じ。))」を、

に改め、同条第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を「二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。))にあつては、十八人)」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	通いサービスの利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第五十五条の八第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第六十七条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。  
一 嘱託医 一以上  
二 看護師 一以上  
三 児童指導員又は保育士 一以上  
四 機能訓練担当職員 一以上  
五 児童発達支援管理責任者 一以上  
第七十条に次のただし書を加える。  
ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。  
第七十二条中「第三十七条条まで、第三十九条から」、「及び第六十四条」及び「第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条において準用する第六十四条」





**第四条** 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第百九十八条第一項（第百九十八条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一 県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第八十九条第二項第二号の規定により県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が事業を開始する時点において、法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない県又は区域内において事業を行うものであること。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第百九十八条第二項から第九項まで（第百九十八条の六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第百九十八条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

**第五条** 地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等（地域移行支援型ホーム事業者という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

**第六条** 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

**第七条** 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

**第八条** 地域移行支援型ホームにおける共同生活援助の事業等について第百九十八条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第六条に定める期間内に附則第七条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

**第九条** 地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置  
地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利

用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告するとともに、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

**附則**  
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

**福島県条例第四十号**

**福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成六年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

**附則**  
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地域医療課）

**福島県条例第四十一号**

**福島県歯科技工士法施行条例の一部を改正する条例**

福島県歯科技工士法施行条例（平成十二年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号。以下「歯科技工法改正法」という。）附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士国家試験を受けようとする者並びに」及び「及び歯科技工法改正法附則第二条第一項」を削り、「手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料（以下「手数料」という。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 手数料の額は、一件につき三千円とする。

**附則**

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県歯科技工士法施行条例第一条第一項に規定する歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付の申請がなされている場合には、当該合格証明書の交付に係る手数料の額については、なお従前の例による。

福島県条例第四十二号

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

(地域医療課)

第一条 福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例(平成十六年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「へき地診療所等又は県立病院」を「へき地診療所、県立病院等」に改める。

第二条第一項中「又は県立病院」を「、県立病院」に、「のいずれか」を「その他規則で定める機関」に改める。

第六条第一項各号列記以外の部分中「又は県立病院」を「、県立病院その他規則で定める機関」に改める。

第二条 福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例の一部改正(平成二十二年福島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「条例の規定」の下に「(第六条第二項を除く。)」を加え、同項の表を次のように改める。

第六条第一項 各号列記以外 の部分	以下同じ。)であつて県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの(以下「県内臨床研修」という。	以下同じ。
	県立病院	県立病院(以下これらを「対象医療機関」という。)
従事している場合	従事し、引き続き対象医療機関の医師として勤務している場合	
第六条第一項 第一号	県内臨床研修、対象医療機関勤務又は県内の病院のうち知事が認める病院で行われる後期研修(以下「県内後期研修」という。)のいずれかに従事した期間	対象医療機関の医師としての勤務に従事した期間(対象医療機関において後期研修に従事した期間がある場合には、対象医療機関の医師としての勤務に従事した期間に当該後期研修に従事した期間を加えた期間)
	一年五月とする。以下同じ。)	一年とする。以下同じ。)

第七条第一項 第二号	県内臨床研修	臨床研修	の二分の三に相当する期間
第七条第一項 第三号	県内臨床研修 のいずれにも従事	臨床研修	に従事しなかったとき又はその後継続して対象医療機関勤務等のいずれかに従事し、引き続き対象医療機関の医師として勤務
第七条第一項 第四号	県内臨床研修	臨床研修	継続して対象医療機関勤務等のいずれかに従事し、引き続き対象医療機関の医師として勤務した場合において、対象医療機関の医師として勤務
第七条第一項 第五号	県内臨床研修 のいずれかに従事	臨床研修	引き続き対象医療機関勤務等のいずれかに従事
	期間の二分の三に相当する	期間に相当する期間に二年を加えた	

附 則

- この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 第一条による改正後の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日前に改正前の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保修学資金の貸与を受けた者についても適用する。

(地域医療課)

福島県条例第四十三号

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例（平成二十一年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改める。

第二条に次の一号を加える。

六 周産期医療 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第五号ニに規定する周産期医療をいう。

第三条各号列記以外の部分中「将来自治体等病院の特定診療科の医師（非常勤の医師及び後期研修の医師として勤務する医師を除く。）として勤務しようとするもの（次に掲げる資金の貸与を受けた医師であつて、その返還の債務の履行を終えていないものを除く。）」を「次に掲げるもの」に改め、同条各号を次のように改める。

一 将来自治体等病院の小児科（周産期医療を提供するものを除く。以下「普通小児科」という。）又は麻酔科の医師（非常勤の医師及び後期研修の医師として勤務する医師を除く。）として勤務しようとする者。ただし、次のアからカまでに掲げる資金の貸与を受けた医師であつて、その返還の債務の履行を終えていないものを除く。

ア 研修資金

イ 福島県へき地医療等医師確保研修資金貸与条例（平成十六年福島県条例第五十九号）第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保研修資金

ウ 福島県立病院医師研修資金貸与条例（平成十八年福島県条例第四十九号）第二条に規定する県立病院医師研修資金

エ 福島県緊急医師確保研修資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）第二条に規定する福島県緊急医師確保研修資金

オ 福島県地域医療医師確保研修資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号）第三条に規定する地域医療医師確保研修資金

カ アからオまでに掲げるもののほか、他の者から借り受けている同種の研修に必要資金

二 将来自治体等病院の産科又は周産期医療を提供する小児科の医師（非常勤の医師及び後期研修の医師として勤務する医師を除く。以下「周産期医療医師」という。）として勤務しようとする者。ただし、前号ア、ウ又はカに掲げる資金の貸与を受けた医師であつて、その債務の返還の履行を終えていないものを除く。

第七条各号列記以外の部分中「のいづれか」を「に掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件」に改め、同条第一号中「臨床研修」を「第三条第一号に掲げるもの 臨床研修」に、「の特定診療科」を「の普通小児科又は麻酔科」に、「当該特定診療科」を「当該普通小児科又は麻酔科」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第三条第二号に掲げるもの 臨床研修又は後期研修を修了した後、直ちに対象医療機関の周産期医療医師として勤務し、その後継続して対象医療機関の周産期医療

医師として勤務した場合において、当該周産期医療医師としての在職期間が研修資金の貸与を受けた期間に達したとき。  
第七条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、被貸与者が対象医療機関の特定診療科の医師として勤務した場合において、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を行うことができなくなったときは、知事は、返還債務の全部（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

第八条第一項第三号中「特定診療科」を「普通小児科又は麻酔科」に改め、「とき」の下に「（第三条第一号に該当するものに限る。）」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 臨床研修又は後期研修を修了した後、直ちに対象医療機関の周産期医療医師として勤務した場合において、研修資金の貸与を受けた期間に達する前に対象医療機関の周産期医療医師として勤務しなくなったとき（第三条第二号に該当するものに限る。）。

第九条第一号中「臨床研修又は後期研修を修了した後、直ちに対象医療機関の特定診療科の医師として勤務し、その後継続して対象医療機関の特定診療科の医師として勤務した」を「前条第一項第三号又は第四号に該当することによる返還をする」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例第三条に規定する研修資金（以下「研修資金」という。）の貸与を受ける者について適用し、同日前に研修資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

（地域医療課）

福島県条例第四十四号

福島県特定診療科医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県特定診療科医師研究資金貸与条例（平成二十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 福島県へき地医療等医師確保研修資金貸与条例（平成十六年福島県条例第五十九号）第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保研修資金

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地域医療課）

福島県条例第四十五号

福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例



福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課）

### 福島県条例第四十六号

#### 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例

##### （目的）

**第一条** この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来県内の周産期医療を提供する医療機関に医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸与することにより、周産期医療に従事する医師の確保を図ることを目的とする。

##### （周産期医療修学資金の貸与契約）

**第二条** 知事は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を除く。以下第六条を除き、単に「大学」という。）の医学を履修する課程（四年日から六年日までの課程に限る。）に在学する者のうち、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例（平成十六年福島県条例第五十九号）第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保修学資金（以下「へき地医療等修学資金」という。）、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金（以下「緊急修学資金」という。）又は福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号）第三条に規定する地域医療医師確保修学資金（以下「地域医療修学資金」という。）のいずれかの修学資金の貸与を受けているものであつて、将来県内の周産期医療（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第五号に規定する周産期医療をいう。以下同じ。）を提供する医療機関の産科又は小児科（周産期医療を提供するものに限る。以下同じ。）の医師として規則で定める医療機関において勤務しようとするものの申請により、その者に周産期医療医師確保修学資金（以下「周産期医療修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

##### （周産期医療修学資金の額及び貸与の方法）

**第三条** 周産期医療修学資金の額は、次の各号に掲げる被貸与者（修学資金の貸与を受けた者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 へき地医療等修学資金の被貸与者、緊急修学資金の被貸与者で福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第十二号）による改正前の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（以下この号及び第六条第一項第二号において「旧緊急貸与条例」という。）第二条の規定により旧緊急貸与条例第三条第一項に規定する第一種貸与に係る契約を締結したもの又は地域医療修学資金の被貸与者 月額十一万五千元

二 緊急修学資金の被貸与者（前号に該当する者を除く。） 月額二十万円

2 周産期医療修学資金は、前条の規定により締結した契約（以下「契約」という。）に定められた月から当該契約の相手方が所属する医学部を擁する大学を卒業する日の属する月までの間（正規の修業年限に相当する期間に限る。）、毎月一分ずつ貸与するものとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

##### （保証人）

**第四条** 周産期医療修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、周産期医療修学資金の被貸与者と連帯して債務を負担するものとする。

##### （契約の解除及び貸与の休止）

**第五条** 知事は、契約の相手方が大学に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。ただし、他の大学の医学を履修する課程への編入学に伴い在学している大学を退学したときを除く。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 周産期医療修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 規則で定める医療機関の産科又は小児科の医師として勤務することを辞退したとき。
- 六 死亡したとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、周産期医療修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで周産期医療修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された周産期医療修学資金があるときは、当該周産期医療修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

##### （返還債務の当然免除）

**第六条** 知事は、被貸与者が、所属する医学部を擁する大学を卒業した後二年以内に医師となり、かつ、医師となつた後直ちに臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）であつて県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの（以下「県内臨床研修」という。）に従事し、その後継続して後期研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。）であつて県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの（以下「県内後期研修」という。）、医学に係る研究（大学（学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）又はこれに類する施設であつて知事が認めるものにおける研究に限る。）又は県立病院その他規則で定める機関の産科若しくは

は小児科の医師（非常勤の者及び臨床研修又は後期研修に従事している者を除く。）としての勤務（以下これらを「後期研修等」という。）のいずれかに従事している場合において、次の各号に掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

一 へき地医療等修学資金の被貸与者、緊急修学資金の被貸与者（次号から第四号までに該当する者を除く。）又は地域医療修学資金の被貸与者 県内臨床研修に従事した期間及び後期研修等に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により従事しなかつた期間（以下「休職等期間」という。）を除いた期間（以下「県内臨床研修等従事期間」という。）がへき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金（以下「へき地医療等修学資金等」という。）の貸与を受けた期間（へき地医療等修学資金等の貸与が行われなかつた期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合は、一年とする。）の二分の三に相当する期間に達したとき。

二 緊急修学資金の被貸与者で旧緊急貸与条例第二条の規定により旧緊急貸与条例第三条第一項に規定する第一種貸与に係る契約を締結したもの 県内臨床研修に従事した期間の二分の一に相当する期間及び後期研修等に従事した期間のうち休職等期間（県内臨床研修に従事した期間にあつては、県内臨床研修に従事した期間のうち当該従事しなかつた期間の二分の一に相当する期間）を除いた期間（以下「県内臨床研修等一部従事期間」という。）が緊急修学資金の貸与を受けた期間（緊急修学資金の貸与を受けなかつた期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合は、一年とする。）の二分の三に相当する期間に達したとき。

三 緊急修学資金の被貸与者で福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十六年福島県条例第三十六号）による改正前の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（以下この号、第三項及び第八條において「旧緊急貸与条例」という。）第二条の規定により旧緊急貸与条例第三条第一項に規定する第二種貸与に係る契約を締結したもの 県内臨床研修等従事期間が緊急修学資金の貸与を受けた期間（緊急修学資金の貸与を受けなかつた期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合は、一年とする。）に相当する期間に達したとき。

四 緊急修学資金の被貸与者で福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十六年福島県条例第三十六号）による改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（以下この条及び第八條において「新緊急貸与条例」という。）第二条の規定により新緊急貸与条例第三条第一項に規定する契約を締結したもの 県内臨床研修等従事期間が緊急修学資金の貸与を受けた期間（緊急修学資金の貸与を受けなかつた期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年五月に満たない場合は、一年五月とする。）の二分の三に相当する期間に達したとき。

2 前項各号の区分にかかわらず、被貸与者が業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたときは、被貸与者の返還債務を免除する。

3 返還債務の免除に係る県内臨床研修等従事期間のうち県内後期研修に従事する期間 は、へき地医療等修学資金、緊急修学資金（旧緊急貸与条例第二条の規定により旧緊急貸与条例第三条第一項に規定する契約を締結した場合を除く。）又は地域医療修学資金（以下この項において「へき地医療等修学資金等」という。）の貸与を受けた場合にあってはへき地医療等修学資金等の貸与を受けた期間から二年を減じた期間を、緊急修学資金（旧緊急貸与条例第二条の規定により旧緊急貸与条例第三条第一項に規定する契約を締結した場合に限る。）の貸与を受けた場合にあっては四年を限度とする。ただし、へき地医療等修学資金等の貸与を受けた期間が二年を下回る場合には、第一項の規定にかかわらず、県内後期研修に従事した期間は、県内臨床研修等従事期間に算入しない。

**（返還）**

**第七条** 被貸与者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸与を受けた周産期医療修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならぬ。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

一 第五条第一項の規定により契約が解除されたとき。

二 医師となつた後直ちに県内臨床研修に従事しなかつたとき。

三 医師となつた後直ちに県内臨床研修に従事した場合において、その後継続して後期研修等に従事しなかつたとき。

四 医師となつた後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、後期研修等に従事しなくなつたとき（次号に掲げる場合を除く。）。

五 医師となつた後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、産科又は小児科の医師として規則で定める機関に勤務しなかつたとき又は勤務しなくなつたとき。

六 医師となつた後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に県内臨床研修に従事した日から周産期医療修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に県内臨床研修に従事した日から起算して十二年（育児休業の期間その他知事が必要と認める期間を加算することができる。）を経過する日までの期間を限度として知事が認める期間を経過したとき。

七 大学を卒業した後死亡したとき。

八 大学を卒業した後二年以内に医師とならなかつたとき。

九 前各号に掲げるもののほか、被貸与者から一括返還の申出があつたとき。

2 前項の利息の額は、周産期医療修学資金の交付を受けた日から最後に周産期医療修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年（じゆんねん）の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。



4 前二項の規定により計算した利息の額が百円未満であるときは、利息を徴取しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(返還債務の裁量免除)

**第八条** 知事は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務(履行期が到来していないものに限る。以下この条において同じ。)について当該各号に定める額を免除することができる。

- 一 前条第一項第四号、第五号又は第六号に該当するに至ったことにより同項の規定による返還をすることとなるとき、へき地医療等修学資金の被貸与者、緊急修学資金の被貸与者のうち福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第十二号)による改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例第二項の規定により同条例第三項第一項に規定する第一種貸与に係る契約を締結したもの又は地域医療修学資金の被貸与者にあつては返還債務の額に当該県内臨床研修等従事期間をへき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与を受けた期間(へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与が行われなかった期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合は、一年とする。)の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、緊急修学資金の被貸与者のうち福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第十二号)による改正前の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例第二項の規定により同条例第三項第一項に規定する第一種貸与に係る契約を締結したものにあつては返還債務の額に当該臨床研修等一部従事期間を緊急修学資金の貸与を受けた期間(緊急修学資金の貸与が行われなかった期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合は、一年とする。)の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、緊急修学資金の被貸与者のうち旧緊急貸与条例第二項の規定により旧緊急貸与条例第三項第一項に規定する第二種貸与に係る契約を締結したものにあっては返還債務の額に当該県内臨床研修等従事期間を緊急修学資金の貸与を受けた期間(緊急修学資金の貸与が行われなかった期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合は、一年とする。)で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、緊急修学資金の被貸与者のうち新緊急貸与条例第二項の規定により新緊急貸与条例第三項第一項に規定する契約を締結したものにあっては返還債務の額に当該県内臨床研修等従事期間を緊急修学資金の貸与を受けた期間(緊急修学資金の貸与が行われなかった期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年五月に満たない場合は、一年五月とする。)の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額。
- 二 前条第一項の規定による返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき、返還債務の全部又は一部に相当する額。

(返還債務の履行猶予)

**第九条** 知事は、被貸与者に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められると

きは、知事が必要と認める期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

**第十条** 被貸与者が正当な理由がなくて周産期医療修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

**第十一条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に第二条第一項に規定する周産期医療修学資金の貸与契約を締結した者は、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成二十五年福島県条例第十四号)附則第二項、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成二十五年福島県条例第二十二号)附則第二項及び福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成二十五年福島県条例第二十四号)附則第二項に規定する改正適用申出者とみなす。

(地域医療課)

#### 福島県条例第四十七号

福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一」の下に「及び別表第二」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第五十条第三項の営業者は、別表第一又は別表第二のいずれかを遵守しなければならない。

第四条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第六条第一項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第一中「管理運営基準」を「危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準」に改め、同表の一の項イ(1)中「常に清掃し、」を「定期的に清掃し、常に」に改め、同項ウ(0)中「、必要に応じ」を削り、同項エ(2)に次のただし書を加える。

ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ並びにねずみ及び昆虫の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にねずみ及び昆虫の防除の目的が達成できる方法であれば、その施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することとしても差し支えない。

別表第一の一の項ク(1)中「及び(4)」を「、(4)及び(5)」に改め、同項クに次のように加える。

(5) 営業者は、(4)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

別表第一の一の項シ(1)中「(2)において」を「以下」に改め、「記録を」の下に「合理的な期間」を加え、同項スに次のように加える。

- (3) 消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに保健所長へ報告するとともに、適切な措置を講ずること。

別表第一の二の項ウ中「作業前又は作業中」を「作業前、作業中及び用便後」に改め、同項カ中「限る。」の下に「以下同じ。」を加える。

別表第一の三の項に次のように加える。

- ウ 営業者は、食品取扱者に対して、知事又は知事が指定した者が行う食品衛生に関する講習会を受講させる等、食品取扱者の衛生知識の向上に努めること。

別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

#### 別表第二（第三条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準

一 施設等における衛生管理

ア 一般事項

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (2) 施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。
- (3) (2)の清掃、洗浄及び消毒の方法が、適切かつ有効であるかどうかを必要に応じて評価すること。

イ 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないよう保つこと。
- (2) 食品取扱所には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 食品取扱所の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (5) 施設の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあつては、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (6) 排水溝は、廃棄物の流出を防ぐ等排水が円滑に行われるよう留意し、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (7) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (8) 施設内では、動物を飼育しないこと。ただし、食品取扱所と客室等との間に明確に区画された場所を設けることその他衛生上支障がないと認められる措置を講じて動物を飼育する場合には、この限りでない。

ウ 食品取扱設備等の衛生管理

- (1) 食品取扱設備及びその周囲は、常に清潔に保つこと。

- (2) 機械器具類は、その使用目的に応じて衛生的に使用すること。
- (3) 使用する機械器具類は、清掃し、又は洗浄し、かつ、食品に直接接触する部分は、必要に応じて熱湯、蒸気、薬剤等で消毒して常に衛生的にしておくこと。特に包丁、まな板等は、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うとともに、乾燥させること。

(4) 機械器具類は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。

- (5) 機械器具類は、常に点検し、その結果を記録しておくこと。この場合において、故障、破損等があるときは、速やかに補修する等、常に適正に使用できるように整備しておくこと。

(6) 作業に使用する手袋は、食品に直接接触する部分が繊維製品その他洗浄し、及び消毒することが困難なものでないこと。

- (7) 温度計、圧力計、流量計等の計器類が正確であるかどうか及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置が正常に作動しているかどうかを、定期的に点検し、その結果を記録すること。

(8) 洗浄剤、消毒剤等の薬剤は、それぞれ明確に表示し、食品等と区別して保管すること。

(9) 洗浄剤、消毒剤等の薬剤を使用するときは、使用目的に応じたものを適正な濃度で使用し、使用後はこれらが残存することのないようにすること。

(10) 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させるとともに、専用の場所に保管すること。

(11) 手洗設備は、清潔に使用できる状態に維持するとともに、手洗いに適した洗浄剤、消毒剤、紙タオル等を常に使用できる状態にしておくこと。

(12) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

(13) 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上、化学線量計を用いて放射線量を確認し、その結果を二年間保存すること。

エ 使用水の管理

(1) 水道から供給される水以外の水を使用する場合は、水質検査を年一回以上受け、その成績の記録を一年間保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

(2) (1)の水質検査の結果、飲用に適さないときまたは、直ちに使用を中止し、保健所長に通報するとともに、適切な措置を講ずること。

(3) 貯水槽を使用するときは、水槽内を定期的に清掃し、必要に応じて消毒すること。

(4) 水道以外の給水設備を使用する場合は、滅菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかどうかを定期的に確認すること。

オ ねずみ及び昆虫対策

(1) 施設及びその周囲は、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、施設内への侵入を防止する措置を講ずること。

(2) ねずみ及び昆虫の防除作業は、年二回以上実施し、その実施記録を一年間保



## カ

存するとともに、ねずみ又は昆虫の侵入を認めるときは、食品等に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ並びにねずみ及び昆虫の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にねずみ及び昆虫の防除の目的が達成できる方法であれば、その施設の状態に応じた方法及び頻度で実施することとしても差し支えない。

(3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品等を汚染しないように、その取扱いに十分に注意すること。

(4) 食品等は、ねずみ及び昆虫による汚染防止対策を講じて、保管すること。

(1) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、汚液又は汚臭が漏れないようにすること。

(2) 廃棄物及び排水の処理は、その方法について手順書を作成する等により、適正に行うこと。

(3) 廃棄物は、一時的に保管する場合を除き、食品等を取り扱い、又は保管する区域（これらに隣接する区域を含む。）に保管しないこと。

(4) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。

## キ

食品衛生責任者の設置

(1) 営業者（法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。(3)、(4)及び(5)において同じ。）は、施設ごとに、当該従事者で次の(一)から(六)までに掲げる者のいずれかに該当するものを、食品衛生責任者として定めること。

(一) 法第四十八条第六項各号のいずれかに該当する者

(二) 政令第九条各号のいずれかに該当する者

(三) 栄養士、調理師、製菓衛生師又は船舶料理士の資格を有する者

(四) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項各号のいずれかに該当する者

(五) 知事が行う食品衛生責任者を養成するための講習を修了した者

(六) (一)から(五)までに掲げる者のほか、これらの者と同等以上の知識を有すると知事が認めた者

(2) 食品衛生責任者は、知事等が行う講習会等を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。

(3) 営業者は、食品衛生責任者に食品衛生に係る管理運営に当たらせること。

(4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項に配慮し、必要に応じ、営業者に対し意見を述べること。

(5) 営業者は、(4)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

## ク

食品説明書の作成

(1) 食品衛生管理者、食品衛生責任者その他製品についての知識及び専門的な技

## ケ

術を有する者より構成される班を編制すること。

(2) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質、殺菌・静菌処理、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項のほか、想定する方法や消費者層等を記載した製品説明書を作成すること。

(3) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覽図を作成すること。また、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて、適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覽図の修正を行うこと。

## 食品等の取扱い

次の方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性、(2)に規定する製品説明書に記載した内容等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(2) (1)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

(3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、製品又は製造工程を見直すこと。

(4) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。

(5) 管理基準の遵守状況の確認及び遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。この場合において、モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

(6) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

(7) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

## コ

管理運営要領の作成

(1) 施設及び食品等の取扱いに係る衛生上の管理運営について、管理運営要領を

作成し、食品取扱者に周知徹底させるよう努めること。  
 (2) 定期的に施設及び食品等の取扱いに係る衛生状態を確認することにより、(1)で作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。  
 サ 記録の作成及び保存

(1) 次の事項について、記録を作成し、保存すること。

(一) ケ(1)に規定する危害要因リスト

(二) ケ(3)に規定する重要管理点又は重要管理点を定めな理由

(三) ケ(4)に規定する管理基準

(四) ケ(5)に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録

(五) ケ(6)に規定する改善措置

(六) ケ(7)に規定する検証

(2) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入れ元、製造又は加工等の状態、出荷先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

(3) (1)及び(2)の記録は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限を考慮した流通実態等に応じ、合理的な期間保存すること。

シ 回収及び廃棄

(1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収することができるよう、回収に係る組織体制、具体的な回収の方法、保健所長への報告の手順等を定めること。

(2) 回収した販売食品等は、他の販売食品等と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従い、廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(3) 販売食品等の回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する情報の公表に努めること。

ス 検査の保存

(1) 飲食店営業のうち、弁当屋、仕出し屋、旅館等（一回当たり二十食以上又は一日当たり五十食以上の食事を提供するものに限る。）の営業者にあつては、食中毒等の発生に備えて検査を、清潔な専用容器を用い、七十二時間以上適正温度で保存し、並びに販売食品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、その記録を合理的な期間保存すること。

(2) (1)に規定するもののほか、食中毒その他の食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、知事が公衆衛生の見地から必要と認めるときは、営業者は、その指示するところにより、検査を保存すること。

セ 情報の提供等

(1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。

(2) 消費者からの健康被害（医師により、当該健康被害が製造、加工若しくは輸

入をした食品等に起因する又は起因する疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報及び法に違反する食品等に関する情報を得た場合には、速やかに保健所長へ報告するとともに、適切な措置を講ずること。

(3) 消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに保健所長へ報告するとともに、適切な措置を講ずること。

二 食品取扱者等に係る衛生管理

ア 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

イ 作業中は、食品取扱者に清潔な専用の作業着を着用させ、必要に応じて帽子、マスク等を着用させるとともに、当該食品取扱者が汚染された区域から他の区域へ移動する際は、必要に応じ、清潔なものへの着替え等をさせること。

ウ 食品取扱者に作業前、作業中及び用便後適宜手指の洗浄及び消毒を行わせ、手又は食品等を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳に触れる等不適切な行動をさせないこと。

エ 食品取扱者に使い捨て手袋を使用させる場合には、汚染された食品等を取り扱った後に当該使い捨て手袋を交換させること。

オ 食品取扱者の着替え、喫煙、放たん及び食事は、取り扱う食品等を汚染しないよう、所定の場所で行わせること。

カ 下痢、腹痛等の症状を呈している又は皮膚の外傷のある食品取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に報告させ、食品衛生上の危害が発生しないよう、適切な措置を講ずること。

キ 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があつたときは、食品取扱者に検便を受けさせること。この場合において、食中毒の原因となる病原体の保有者等であることが明らかになった場合は、当該病原体を保有していないことが確認されるまで、食品等の取扱作業に従事させないこと。

ク 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、イからオまでに掲げる食品取扱者等に係る衛生管理の規定に従わせること。

三 食品取扱者等に対する教育訓練

ア 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

イ 洗剤、消毒剤等の薬剤を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

ウ 営業者は、食品取扱者に対して、知事又は知事が指定した者が行う食品衛生に関する講習会を受講させる等、食品取扱者の衛生知識の向上に努めること。

## 四 運搬

ア 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、常に清潔にし、及び必要に応じ補修等を行い、食品等の専用であることを明示した専用の車両、コンテナ等を使用する等により、食品等を汚染しないよう適切な状態を維持すること。

イ 食品等とそれ以外の貨物を混載する場合は、他の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品等を容器に入れる等他の貨物と区分けすること。

ウ 運搬中は、温度、湿度等の管理に注意すること。

エ 配送時間が長時間に及ばないよう配送経路等にも留意し、時間の管理に注意すること。

オ 弁当等にあつては、配送経路、出荷時刻等に配慮し、摂食予定時刻を考慮した配送をすること。

## 五 販売

ア 販売量を見込んだ仕入れを行う等により、期限を超えた食品及び添加物を販売しないよう、適正な商品管理を行うこと。

イ 直接日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売したりすることのないよう食品の衛生管理に注意すること。

## 六 表示

食品等の表示は、消費者にわかりやすいものとなるよう努めること。特に弁当の類の消費期限の表示は、必要に応じ時間まで記載すること。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

## 福島県条例第四十八号

## 福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例

福島県調理師法施行条例(平成十二年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表一の項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第二条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

## 福島県条例第四十九号

## 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

## 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(平成二十六年福島県条例第四百号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表の改正規定の次に次のように加える。

第二条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第三十九条の第二項ただし書の規定による許可

第三条第一項の改正規定中「同項第十四号」を「同項第十四号中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同号」に、「同項第十五号」を「同項第十五号中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同号」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(薬務課)

## 福島県条例第五十号

## 福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計条例の一部を改正する条例

福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計条例(昭和三十一年福島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業並びに」及び「同号に掲げる」を削り、「を行うため、小規模企業者等設備導入資金助成法」を「並びに小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行うため、同法」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

(経営金融課)

## 福島県条例第五十一号

## 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例(平成四年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考を次のように改める。

## 備考

1 1の項(1)の機械加工機器類が3Dプリンターシステムの場合は、使用する原料について十グラムごとに九九〇円の範囲内で規則で定める額を使用料に加算する。

2 使用単位に満たない端数があるときは、これを使用単位に切り上げて計算する。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。



福島県条例第五十二号

福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例を廃止する条例

福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例（昭和四十三年福島県条例第二十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（産業人材育成課）

福島県条例第五十三号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表、二の表3の項及び三の表3の項中「ダイカスト 機械保全」を「ダイカスト」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（産業人材育成課）

福島県条例第五十四号

福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

福島県土地改良施設条例（昭和四十年福島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表湛水防除施設の項中

大越藤間第二排水機場	いわき市平下大越字南横手
塩木排水機場	いわき市四倉町塩木字高田

を

大越藤間第二排水機場	いわき市平下大越字南横手
------------	--------------

に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

福島県条例第五十五号

福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例

福島県砂利採取法施行条例（平成十二年福島県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「第十六条」を「第十六条第二号」に改め、同条第一号中「第十六条」を「第十六条第一号」に改め、同条第十二号中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（農地管理課）

福島県条例第五十六号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

附則第三項から第六項までを削り、附則に次の八項を加える。  
3 前項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、空港と本邦内の地点との間において航行する航空機（以下「国内航空機」という。）に係る別表第一着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に四分の一を乗じて得た金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額」に四分の一を乗じて得た金額」とする。  
4 前二項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間中に新たに路線を定めて一定の日時により航行する国内航空機（以下「新規国内路線航空機」という。）に係る別表第一着陸料の項の規定の適用については、当該路線の運航が開始された日以降初めて当該路線に係る航空機が空港に着陸した日から起算して一年間に限り、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該合計額」とする。

5 第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、空港と本邦外の地点との間において航行する航空機（以下「国際航空機」という。）に係る着陸料は、徴収しない。  
6 附則第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、国際航空機に係る別表第一着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該合計額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に十五分の一を乗じて得た金額」とする。

7 附則第三項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、国際航空機に係る別表第一着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該合計額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に十五分の一を乗じて得た金額」とする。

（農地管理課）

7 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、国内航空機（新規国内路線航空機を除く。）に係る別表第一停留料の項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に四分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。

8 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、新規国内路線航空機に係る別表第一停留料の項の規定の適用については、当該路線の運航が開始された日以降初めて当該路線に係る航空機が空港に着陸した日から起算して一年間に限り、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。

9 第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、国際航空機に係る停留料は、徴収しない。

10 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、国際航空機に係る別表第一停留料の項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。

別表第一着陸料の項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。  
別表第二の二の項中「六十円」を「三十八円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（港湾課空港施設室）

福島県条例第五十七号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営六軒団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

福島県条例第五十八号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第五項及び同条第六項並びに第四十七条の二の二を削る。

第四十七条の二の三第一項中「第六条第五項、法第六条の二第三項」を「第六条の三第一項」に改め、同条第二項中「認定プログラム」を「法第二十条第一項第二号イ又は同項第三号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム」に改め、「電磁的記録媒体」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識するこ

とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」を加え、同条を第四十七条の二の二とする。  
第四十七条の九の見出し中「承認、」を削り、同条の表一の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「承認の」を「認定の」に、「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料」に改め、同表十の項中「又は第十四項」を「若しくは第十四項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「マンション建替え法」という。）第百五条第一項」に改め、同表に次のように加える。

五十 令第三百二十七条の十六	建築物の移転に係る認定申請手数料	二万七千円
第一項第二号の規定に基づ	請手数料	
く認定の申請者		

第四十七条の十三第三項第三号を次のように改める。

三 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請の受理及び知事への送付

送 付

第四十七条の十三第一項中第十六号を第二十号とし、第九号から第十五号までを四号ずつ繰り下げ、第八号を削り、同項第七号中「並びに法第八十六条の二第二項及び第三項」を「法第八十六条の二第二項及び第三項並びにマンション建替え法第百五条第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号を同項第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

九 法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定の通知の受理及び知事への送付

送 付

十 法第十八条第十項の規定による適合判定通知書又はその写しの受理及び県への送付  
第四十七条の十三第一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 法第六条の三第四項の規定により知事が発行した通知書の交付

送 付

五 法第六条の三第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの受理及び県への送付  
六 法第七条の六第一項第一号及び第二号（法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、法第四十四条第一項第三号（法第六十八条の七第四項において適用する場合を含む。）、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第三項から第三項まで、法第六十八条の三第七項、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項及び第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条第一項及び第二項、法第八十六条の二第二項、法第八十六条の六第二項、法第八十六条の八第一項及び第三項並びに令第三百三十一条の二第二項及び第三項、令第三百三十七

の十六第一項第二号の規定による認定の申請の受理及び知事又は県への送付  
 第四十七条の十三第二項第一号中「第五号」を「第八号」に改め、同項第二号中「第三号及び第九号から第十一号」を「から第五号、第九号、第十号及び第十三号から第十五号」に改め、同項第三号中「前項第四号及び第十五号」を「前項第七号及び第十九号」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「並びに法第八十六条の第二項及び第三項」を「法第八十六条の第二項及び第三項並びにマンション建替え法第五十五条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第七条の六第一項第一号及び第二号（法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、法第四十四条第一項第三号（法第六十八条の七第四項において適用する場合を含む。）、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで、法第六十八条の三第七項、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項及び第二項、法第六十八条の五の六、令第三百三十一条の第二項及び第三項並びに令第三百三十七条の十六第一項第二号の規定による認定の申請の受理及び知事又は県への送付

第四十七条の十三第三項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第一項第三号、第四号、第九号及び第十号に掲げる事務  
 附則別表一の項中「（第四十七条の二第五項及び第六項の規定により加算する額に係る部分を除く。次項において同じ。）」を削る。

**附則**

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第四十七条の九の表十の項の改正規定並びに第四十七条の十三第一項第七号及び同条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

**福島県条例第五十九号**

**福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例**

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成二十一年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号本文中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号の表一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）の項中「四七、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等（省令第四条第二号の共同住宅等をいう。以下同じ。）の項中「二〇七、〇〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等の項中「一六九、〇〇〇円」を「一六三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「三三二、〇〇〇円」を「三二〇、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「五九三、〇〇〇円」を「五七一、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中「一、〇一七、〇〇〇円」を「九八〇、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等の項中「百一戸以上」の下に「二百戸以下」を加え、「一、八八〇、〇〇〇円」を「一、八一六、〇〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二、五八七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三、一六九、〇〇〇円

第二条第一項第二号本文中「申請者」の下に「（前号及び次号を除く。）」を加え、同号の表一棟の総住戸数が十二戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「三三、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「五九、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中「九九、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等の項中「百一戸以上」の下に「二百戸以下」を加え、「一六二、〇〇〇円」を「一五六、〇〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一九二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二〇四、〇〇〇円

第二条第一項第五号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 法第八条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書が交付された住宅に係る法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者（前二号に規定する申請者を除く。）から徴収する手数料。次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 九、〇〇〇円



一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 四五、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 八三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一四一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二一五、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三九一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 五三三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 六四四、〇〇〇円

第二条第一項第四号本文中「次号」を「前号及び次号」に改め、同号の表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「一七、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「三〇、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中「五〇、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等の項中「百一戸以上」の下に「二百戸以下」を加え、「八一、〇〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 九六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一〇二、〇〇〇円

第二条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号本文中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同号の表一戸建ての住宅の項中「二四、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等の項中「五四、〇〇〇円」を「五二、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等の項中「八五、〇〇〇円」を「八二、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「一六六、〇〇〇円」を「一六〇、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「二九七、〇〇〇円」を「二八六、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中「五〇九、〇〇〇円」を「四九〇、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等の項中「百一戸以上」の下に「二百戸以下」を加え、「九四〇、〇〇〇円」を「九〇六、〇〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一、二九四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一、五八五、〇〇〇円

第二条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に、次の一号を加える。  
三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に基づく住宅性能評価書が交付された住宅に係る法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請者（前二号に規定する申請者を除く。）から徴収する手数料、次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 一七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 五六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 八九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一六五、〇〇〇円

一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二八〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 四三〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 七八一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一、〇六四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一、二八七、〇〇〇円

附 則  
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第六十号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十一年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条中「第六条の二、第七条の二」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第五条、第六条の二、第七条の二、第十五条及び第十六条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経営企画課)

福島県条例第六十一号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十五年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。  
第三十一条中「第九条、第十一条」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第六条、第七条、第八条(医師及び歯科医師である職員に係る部分に限る。)、第九条、第十一条、第十三条、第二十一条及び第二十三条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(病院経営課)

福島県条例第六十二号

福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例

(福島県教育関係職員定数条例の一部改正)  
第一条 福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五、八三二人」を「五、七五〇人」に、「五、二九一人」を「五、二六人」に、「二二、三四九人」を「二二、二三二人」に、「一一、四五三人」を「一一、三三三人」に、「一八、五七八人」を「一八、三七九人」に改める。

第二条 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正(第四十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「一八、五七八人」を「一八、三七九人」に、「一八、六一三人」を「一八、四一四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第六十三号

福島県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

福島県教育委員会の委員の定数に関する条例(平成十一年福島県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

福島県教育委員会の組織に関する条例  
本則中「六人」を「教育長及び五人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例による改正後の福島県教育委員会の組織に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の福島県教育委員会の委員の定数に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（教育総務課）

福島県条例第六十四号

福島県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

（教育長の勤務時間等）

第二条 教育長の勤務時間等に関しては、別に条例で定めるものを除き、職員の間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける一般職に属する職員の例による。

2 教育長は、前項の規定によりその例によることとされる一般職に属する職員に適用される勤務時間条例第十三条第一項に規定する病気休暇、第十四条に規定する特別休暇及び第十五条第一項に規定する介護休暇を受けようとする場合においては、教育委員会会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例の規定は、適用しない。

（教育総務課）

福島県条例第六十五号

福島県教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十一条第五項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第二条 教育長の職務に専念する義務の特例に關しては、別に定めるものを除き、職務

に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年福島県条例第十一号。以下「職務専念義務特例条例」という。）の適用を受ける一般職に属する職員の例による。

2 教育長は、前項の規定によりその例によることとされる一般職に属する職員に適用される職務専念義務特例条例第二条各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができ

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例の規定は、適用しない。

（教育総務課）

福島県条例第六十六号

福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例

福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例による廃止前の福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合においては、廃止前の福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例第二条第二項の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百六十五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

（職員課）

福島県条例第六十七号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「」により学校職員」の下に「（次項に規定する学校職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する学校職員に関する第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した学校職員であつて人事委員会の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第五条第九項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改める。  
 第八条の八第一項中「の休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第八条の八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項に規定する勤務一回につき一万二千円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項に規定する勤務一回につき、六千円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

附則第七項中「当分の間、」を削り、「支給に当たつては」の下に「平成三十二年三月三十一日までの間」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

教育職給料表

ア 高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級					
	号	給	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 学校職 員以外 の職員	1	給	155,500	201,000	335,600	427,300
	2	給	157,000	202,700	337,900	429,100
	3	給	158,500	204,500	340,200	430,900
	4	給	160,000	206,200	342,600	432,700
	5	給	161,800	208,100	344,900	434,300
	6	給	163,700	209,800	347,200	435,900
	7	給	165,600	211,500	349,500	437,800
	8	給	167,400	213,200	351,800	439,700
	9	給	169,300	215,000	354,000	441,400
	10	給	171,400	216,900	356,200	443,300
	11	給	173,600	218,900	358,400	445,200
	12	給	175,600	220,800	360,700	447,100
	13	給	177,800	222,500	362,800	448,800

14	180,000	224,500	364,800	450,700
15	182,300	226,500	366,900	452,600
16	184,500	228,500	369,000	454,500
17	187,000	230,500	371,000	456,200
18	189,600	233,200	373,000	458,100
19	192,200	235,900	375,000	459,900
20	194,700	238,700	377,100	461,800
21	197,300	241,400	379,000	463,500
22	199,000	244,300	380,900	465,300
23	200,700	247,300	382,800	467,100
24	202,400	250,200	384,700	468,900
25	204,200	252,900	386,700	470,600
26	205,900	255,600	388,600	472,300
27	207,600	258,200	390,500	473,900
28	209,300	260,700	392,400	475,600
29	211,000	263,300	394,200	477,100
30	212,700	265,800	396,200	478,500
31	214,400	268,100	398,200	479,800
32	216,200	270,500	400,200	481,200
33	217,700	272,900	402,100	482,400
34	219,500	275,200	403,700	483,100
35	221,300	277,500	405,400	483,800
36	223,100	279,800	407,100	484,600
37	224,900	282,200	408,400	485,200
38	226,700	284,300	409,900	485,900
39	228,500	286,500	411,400	486,600
40	230,300	288,600	413,000	487,300
41	232,200	290,800	414,600	488,000
42	233,900	293,400	416,000	488,700
43	235,600	295,900	417,400	489,400
44	237,200	298,400	419,000	490,100
45	239,000	300,700	420,600	490,700
46	240,400	303,300	421,900	491,500
47	241,900	306,000	423,500	492,200
48	243,300	308,700	425,200	492,900
49	244,800	311,200	426,900	493,500
50	246,200	313,700	428,300	494,200
51	247,700	316,300	429,900	495,000
52	249,300	318,800	431,600	495,700



53	250,600	321,400	433,300	496,300	91	302,200	392,900	469,800
54	252,100	323,600	434,700	497,000	92	303,400	394,200	470,800
55	253,500	325,700	436,300	497,700	93	304,400	395,500	471,400
56	254,900	328,000	438,000	498,500	94	305,500	396,700	472,400
57	256,400	330,300	439,400	499,100	95	306,700	398,000	473,400
58	257,700	332,400	440,900	499,800	96	307,900	399,400	474,400
59	258,900	334,600	442,400	500,500	97	308,900	400,700	475,100
60	260,400	336,800	443,700	501,200	98	310,000	401,800	
61	261,700	338,900	444,900	501,900	99	311,100	402,900	
62	263,100	341,100	446,200		100	312,200	404,000	
63	264,500	343,300	447,600		101	313,200	404,800	
64	265,900	345,500	448,800		102	314,300	405,800	
65	267,300	347,700	450,100		103	315,400	406,900	
66	269,000	349,900	451,300		104	316,400	408,000	
67	270,600	352,100	452,500		105	317,000	408,800	
68	272,300	354,300	453,800		106	317,900	409,800	
69	273,900	356,200	455,000		107	318,800	410,700	
70	275,400	358,300	456,200		108	319,800	411,700	
71	276,900	360,400	457,500		109	320,600	412,500	
72	278,400	362,400	458,700		110	321,000	413,400	
73	279,600	364,600	459,800		111	321,500	414,200	
74	281,000	366,600	460,500		112	322,000	415,000	
75	282,400	368,600	461,000		113	322,600	415,600	
76	283,800	370,600	461,500		114	323,000	416,400	
77	285,200	372,400	462,000		115	323,500	417,100	
78	286,400	374,100	462,600		116	324,000	417,800	
79	287,600	375,800	463,100		117	324,500	418,400	
80	288,900	377,500	463,600		118	325,000	418,900	
81	290,100	379,100	464,200		119	325,500	419,400	
82	291,300	380,600	464,800		120	326,000	419,800	
83	292,600	382,100	465,300		121	326,300	420,200	
84	293,900	383,700	465,800		122	326,700	420,500	
85	295,100	384,700	466,300		123	327,200	420,800	
86	296,300	386,200	466,900		124	327,800	421,000	
87	297,500	387,600	467,500		125	328,200	421,200	
88	298,700	389,000	468,000		126	328,600	421,500	
89	299,800	390,300	468,500		127	328,900	421,800	
90	301,000	391,600	469,100		128	329,300	422,000	



41	230,800	263,300	381,700	462,600
42	232,600	265,800	383,200	463,300
43	234,400	268,100	384,700	464,000
44	236,200	270,500	386,200	464,800
45	238,000	272,900	387,800	465,600
46	239,600	275,200	389,400	466,300
47	241,100	277,500	391,100	467,000
48	242,500	279,800	392,600	467,700
49	244,000	282,000	393,900	468,500
50	245,600	284,300	395,400	469,200
51	247,000	286,500	396,900	469,900
52	248,400	288,600	398,400	470,600
53	249,700	290,800	399,600	471,200
54	251,100	293,400	400,900	471,900
55	252,400	295,900	402,100	472,600
56	253,800	298,400	403,500	473,300
57	255,000	300,700	405,000	474,100
58	256,100	303,300	406,200	474,800
59	257,400	306,000	407,500	475,500
60	258,700	308,700	408,800	476,200
61	260,100	311,200	410,000	476,900
62	261,600	313,700	411,000	
63	262,900	316,300	412,500	
64	263,900	318,800	413,800	
65	265,000	321,400	415,000	
66	266,600	323,600	416,200	
67	268,200	325,700	417,400	
68	269,900	328,000	418,500	
69	271,500	330,300	419,500	
70	273,000	332,400	420,800	
71	274,500	334,600	422,000	
72	276,000	336,800	423,200	
73	277,100	338,900	423,900	
74	278,400	341,100	424,700	
75	279,700	343,300	425,400	
76	281,100	345,500	425,900	
77	282,500	347,300	426,200	
78	283,700	349,100	426,600	
79	284,900	350,900	427,100	
80	286,100	352,700	427,500	
81	287,300	354,400	427,800	
82	288,500	356,200	428,200	
83	289,700	358,000	428,600	
84	290,900	359,800	428,900	
85	292,000	361,600	429,200	
86	293,000	363,300	429,600	
87	294,000	364,900	430,000	
88	295,100	366,600	430,300	
89	296,100	368,200	430,800	
90	297,000	369,500	431,200	
91	297,900	370,800	431,500	
92	298,800	372,200	431,600	
93	299,400	373,400	431,800	
94	300,200	374,700	432,300	
95	301,000	375,900	432,800	
96	301,800	377,300	433,300	
97	302,600	378,300	433,600	
98	303,300	379,400	434,100	
99	303,900	380,300	434,600	
100	304,600	381,400	435,100	
101	305,400	382,400	435,300	
102	305,900	383,400	435,800	
103	306,400	384,300	436,300	
104	306,900	385,300	436,700	
105	307,000	386,000	437,000	
106	307,400	386,900	437,500	
107	307,800	387,800	438,000	
108	308,200	388,800	438,500	
109	308,400	389,700	438,700	
110	308,700	390,700	439,100	
111	309,000	391,700	439,600	
112	309,300	392,700	440,100	
113	309,400	393,300	440,400	
114	309,600	394,200		
115	309,800	395,100		
116	310,100	396,000		
117	310,400	396,800		

118	310,700	397,600
119	311,000	398,400
120	311,200	399,200
121	311,300	400,100
122	311,600	400,900
123	311,800	401,700
124	312,100	402,500
125	312,400	403,100
126		403,700
127		404,300
128		405,000
129		405,700
130		406,300
131		406,800
132		407,300
133		407,600
134		407,900
135		408,200
136		408,600
137		408,900
138		409,200
139		409,500
140		409,800
141		410,100
142		410,400
143		410,700
144		411,000
145		411,200
146		411,500
147		411,800
148		412,000
149		412,300
150		412,600
151		412,900
152		413,100
153		413,300
154		413,600
155		413,900
156		414,100

再任用 学校職 員	157 158 159 160 161 162 163 164	229,400	414,300 414,600 414,700 414,900 415,300 415,900 416,500 417,100	276,900	417,500	331,100	414,000
-----------------	--	---------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条第九項の改正規定は公布の日から、第五条第四項及び第五項の改正規定は平成二十八年一月一日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる学校職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額が、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第六十四号)附則第六項の規定により支給される給料を受けるもの及び人事委員会規則で定める学校職員を除く。)には、平成三十二年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下「市町村立学校職員給与等条例」という。)附則第七項の表給料表の項に掲げる給料表の適用を受ける学校職員(再任用学校職員を除く。)のうち、その職務の級が同表職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定学校職員」という。)にあっては、五十五歳に



達した日後における最初の四月一日（特定学校職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定学校職員となった場合にあっては、特定学校職員となつた日）以後、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（前項に規定する学校職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた学校職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前三項の規定による給料を支給される学校職員に関する市町村立学校職員給与等条例第六条の二第二項において準用する職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第七条第二項及び福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福島県条例第七十号。以下「教育職員の給与等の特別措置条例」という。）第三条第一項の規定の適用については、給与条例第七条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第六十七号）附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」と、教育職員の給与等の特別措置条例第三条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第六十七号）附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第十一号）附則第八項から第十一項までの規定による寒冷地手当を支給されることとなる県立学校職員（市町村立学校職員給与等条例第六条に規定する県立学校職員をいう。以下同じ。）に相当する学校職員（市町村立学校職員給与等条例第二条第一項に規定する学校職員をいう。）に対しては、当該県立学校職員の例により、寒冷地手当を支給する。（人事委員会規則への委任）

8 この条例の施行に必要事項は、人事委員会規則で定める。

（職員課）

#### 福島県条例第六十八号

#### 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項中「校長」の下に、「副校長」を加える。

#### 附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（職員課）

#### 福島県条例第六十九号

#### 福島県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

福島県迷惑行為等防止条例（平成十二年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「ねたみ、うらみ」を「妬み、恨み」に、「怨恨」を「怨恨」に改め、同条第三号中「ファクシミリ装置」の下に「若しくは電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）」を加える。

第十一条第一項中「第七条」を削り、同条第三項中「第六条」を「第五条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第六条若しくは第八条第三項の規定に違反した者又は同条第二項」を「第八条第二項」に改め、「従わなかった者」の下に「又は同条第三項の規定に違反した者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第六条又は第七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第十一条に次の一項を加える。

5 常習として、第六条又は第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

#### 附則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

（生活安全企画課）

#### 福島県条例第七十号

#### 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項中「四千六百円」を「四千四百円」に、「七千七百円」を「七千四百円」に改め、同表普通自動車免許に係る試験の項中「千八百円」を「千七百五十円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「三千五百円」を「三千三百円」に改め、同表特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項中「三千五百円」を「二千九百五十円」に、「四千六百円」を「四千五百円」に改め、同表小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の



十円」を「二千三百五十円」に改め、同表法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習の項中「二千二百円」を「二千三百円」に改め、同表法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習の項中「四千七百円」を「四千六百五十円」に改め、同表法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習の項中「四千五百十円」を「四千四百円」に、「四千五十円」を「四千円」に改め、同表法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習の項中「三千五百十円」を「三千三百円」に改め、同表法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習の項中「二千五百十円」を「二千三百円」に改め、同表法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習の項中「二千二百円」を「二千五百十円」に、「二千七百五十円」を「二千七百円」に、「二千六百円」を「二千五百五十円」に、「二千四百五十円」を「二千四百円」に改め、同表法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習の項中「六百円」を「五百円」に、「九百五十円」を「八百円」に、「千五百円」を「千三百五十円」に改め、同表法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習の項中「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に、「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習の項中「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五百円」に改め、同表に次のように加える。

法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習

講習一時間につき千九百円

第十五条第二項中「八百五十円」を「九百円」に改める。

第十九条第二項中「千五百円」を「千三百五十円」に改める。

第二十条の表チャレンジ講習の項中「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に改め、同表特定任意高齢者講習の項中「千四百円」を「千五百円」に、「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項の表に項を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

(交通企画課)